

大郷町

公共施設等総合管理計画

令和6年3月



大郷町

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

令和6年3月改訂



大郷町 公共施設等総合管理計画 目次

| | | |
|------------|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 1. | 計画の背景と目的 | 1 |
| 2. | 総務省からの公共施設等総合管理計画改訂要請 | 2 |
| 3. | 公共施設等総合管理計画改訂の目的 | 3 |
| 4. | 計画の位置づけ | 4 |
| 5. | 公共施設等の対象範囲 | 5 |
| 6. | 計画の期間 | 6 |
| 第2章 | 人口・財政等の状況 | 7 |
| 1. | 大郷町の概況 | 7 |
| 2. | 人口等の状況 | 8 |
| 3. | 歳入・歳出の状況 | 12 |
| 第3章 | 公共施設等の現状 | 18 |
| 1. | 公共施設等の整備状況 | 18 |
| 2. | インフラ資産の整備状況 | 25 |
| 3. | 過去に行った対策の実績及び対策見込みについて | 29 |
| 第4章 | 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 | 30 |
| 1. | 現状や課題に関する基本認識 | 30 |
| 2. | 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 31 |
| 3. | 具体的な取組方策 | 33 |
| 第5章 | 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | 39 |
| 1. | 公共施設（建築物） | 39 |
| 2. | インフラ資産 | 42 |
| 第6章 | 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果 | 44 |
| 1. | 財政効果試算の前提条件 | 44 |
| 2. | 施設等の財政効果 | 45 |
| 4. | 充当可能な地方債・基金等の財源についての考え方 | 48 |

第7章 推進体制.....49

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方..... 49

2. フォローアップの実施方針..... 50

3. PDCA サイクルの推進方針..... 50

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

第1章 はじめに

1. 計画の背景と目的

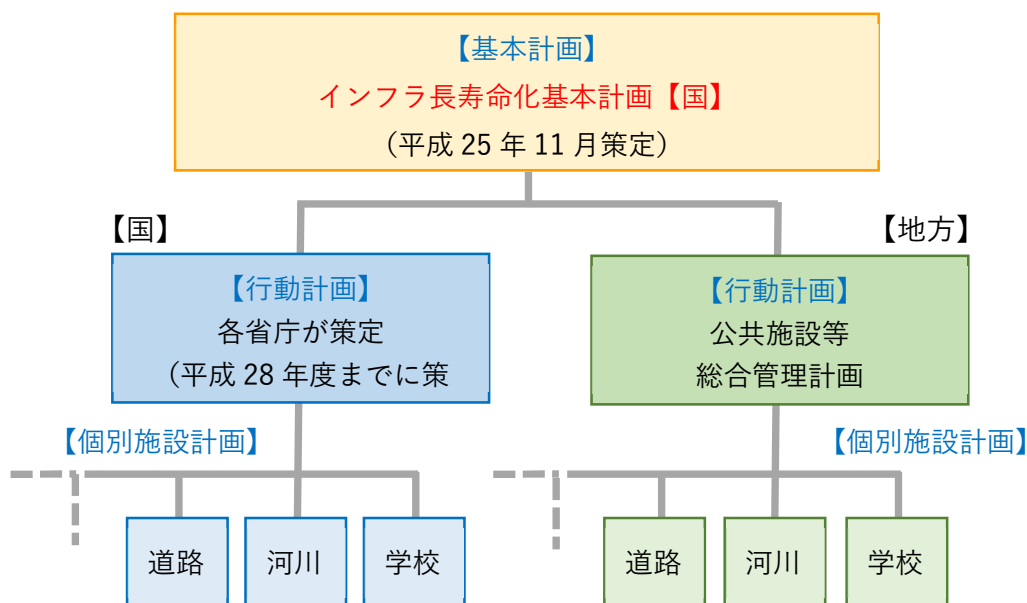
大郷町が保有する学校・町営住宅等の公共施設や上下水道、道路等のインフラ（以下、「公共施設等」という。）の多くは、高度経済成長期から、様々な行政需要や町民ニーズに対応するため建設されたもので、公共サービスとして提供されてきました。これらの公共施設等の多くは老朽化が進んでおり、今後その維持・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

今後は、人口減少・少子高齢化の進行等による税収の減少や扶助費の増大等が見込まれるとともに、国の厳しい財政状況下における地方への財政措置が縮小される可能性も懸念されるなか、公共施設等の維持・更新等に係る財源の確保はより一層困難になることが予測されます。

このようななか、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。厳しい財政状況が続き、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要となっています。

こうした背景から、地方自治体では国からの要請により「公共施設等総合管理計画」を策定し、老朽化対策の歩調をあわせながら、インフラを安全に安心して利用し続けること、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応すること、中長期的な維持管理・更新コストの縮減・平準化を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、本町では、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、大郷町公共施設等総合管理計画（以下、「計画」という。）を策定するものです。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

2. 総務省からの公共施設等総合管理計画改訂要請

公共施設はこれまで、拡大する行政需要や住民のニーズの多様化に応じて整備を進めてきましたが、現在は老朽化による更新時期の到来を迎え、併せて、大規模災害等への対策も必要となっています。更に全国的に人口減少などにより財政状況の厳しさが続いています。

以上のことから、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新、統廃合、長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が不可欠となっており、こうした状況を踏まえ、本町では平成 28（2016）年度を計画初年度とする「大郷町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今回、当初計画を策定した後に策定された「各種個別施設計画」の内容、令和 5 年 10 月 10 日までの総務省通知による改訂要請を踏まえ、現計画の改訂版を策定しました。

■参考：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」

（令和 5 年 10 月 10 日付け、公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針より抜粋）

第一 総合管理計画に記載すべき事項

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ① 点検・診断等の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
 - ⑤ 長寿命化の実施方針
 - ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
 - ⑦ 脱炭素化の推進方針
 - ⑧ 統合や廃止の推進方針
 - ⑨ 数値目標
 - ⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用
 - ⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
 - ⑫ 広域連携
 - ⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
 - ⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- (5) PDCAサイクルの推進方針

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3. 公共施設等総合管理計画改訂の目的

大郷町ではこれまで令和3（2021）年度に策定した「大郷町公共施設等総合管理計画」に則り、公共施設の管理を進めてきましたが、令和5（2023）年度における改訂については、以下の点について見直し、充実させることを目的とするものです。

①個別施設計画の集約

令和5年度までに策定した個別施設計画及び施設カルテの反映を行うとともに、各施設状況の確認と個別施設計画の修正を踏まえた対応を行う。

②進捗管理体制の強化及びPDCAサイクルの徹底

人口減少や施設の老朽化に対応すべく、毎年度の個別施設計画の進捗確認と対策結果に対する検証体制の構築、進捗結果に対する今後の対応を庁内で共有するための管理体制の構築を行う。

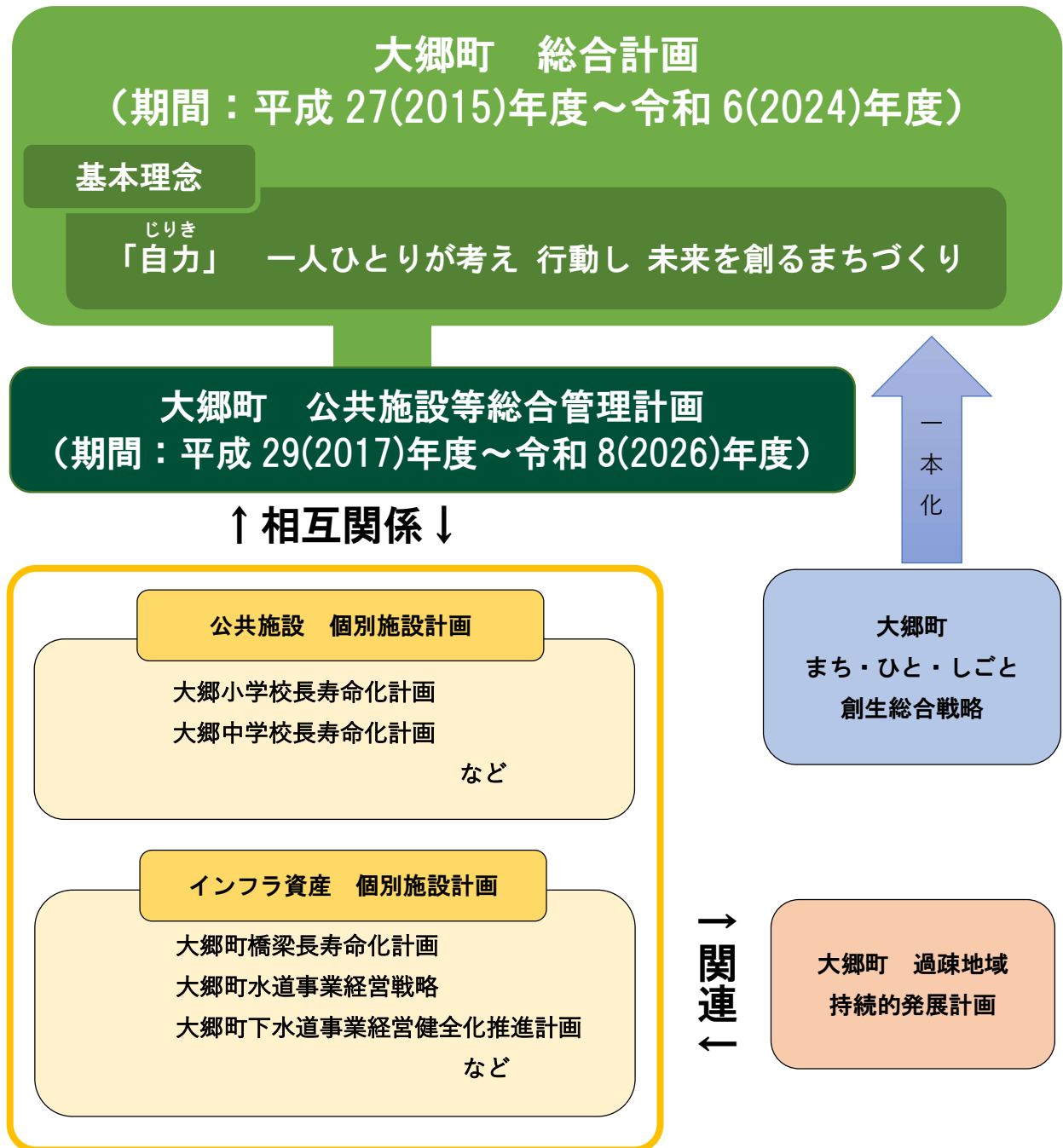
③総務省の要請による改訂

総務省における「公共施設等総合管理計画の策定に関する指針」の改訂が行われており、今回改めて総務省からの要請を整理し、本改訂において対応を行う。

4. 計画の位置づけ

本町の計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

また、「大郷町総合計画」と整合を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。



5. 公共施設等の対象範囲

(1) 計画の対象

本計画の対象施設は、町が保有・管理する公共施設等のうち、建築系公共施設（建物）と土木系公共施設（インフラ）とします。

| | 施設分類 | 主な施設 |
|---------|-----------|--------------------------------|
| 建築系公共施設 | 1 行政系施設 | 役場庁舎、車庫 |
| | 2 文化集会施設 | 公民館、文化会館、ふれあいセンター21 |
| | 3 スポーツ施設 | 町民体育館、フラップ大郷 21、大郷町 B&G 海洋センター |
| | 4 保健福祉施設 | 保健センター |
| | 5 義務教育施設 | 小・中学校、給食センター |
| | 6 その他教育施設 | 児童館、大松沢社会教育センター、旧大松沢小学校 |
| | 7 産業系施設 | 開発センター、ふるさとプラザ物産館、パストラル「縁の郷」 |
| | 8 公営住宅 | 町内団地 |
| | 9 その他施設 | 住民バス事務所等、ポンプ倉庫 |
| 土木系公共施設 | 1 道路 | 町道 |
| | 2 橋梁 | 橋梁本体 |
| | 3 上水道施設 | 管路 |
| | 4 下水道等施設 | 公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽 |

(2) 施設の単位

施設の集計単位は、施設の棟別を単位として、建物情報等を整理しました。

公共施設の種類・整理は、一つの施設で、複数の棟別に区分される場合があります。（小学校の校舎、体育館等）

(3) 作成にあたっての情報収集

本計画は、大郷町公有財産台帳（平成 27（2015）年 3 月）の情報（種類、建築年、経過年数、延床面積、構造等）を基に、各課へのヒアリング調査の情報を加味して、整理を行いました。

令和 6（2024）年 3 月の改訂においては、令和 5（2023）年度末時点での数値等に更新を行い、整理を行いました。

6. 計画の期間

計画期間は平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化などの状況により必要に応じて適宜、見直すものとします。

計画期間「10 年間」

平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度

第2章 人口・財政等の状況

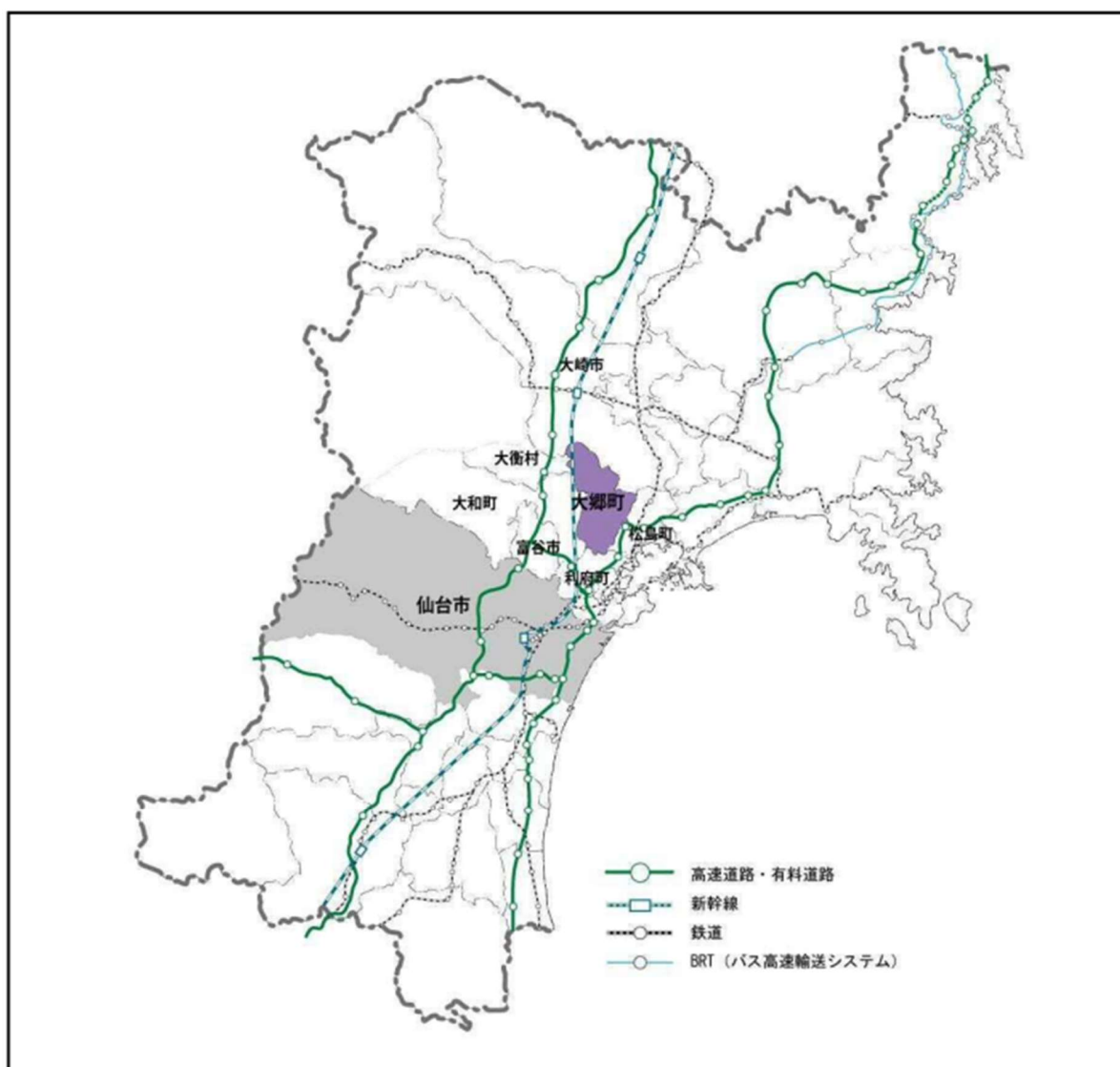
1. 大郷町の概況

大郷町は宮城県のほぼ中央に位置し、自然環境にめぐまれた豊饒の地です。

仙台から車で約30分、三陸自動車道松島大郷インターへは5分、東北自動車道大和インターへは15分と、県内はもちろんのこと、どこにも移動するのも便利です。

町の中央部を西から東へ一級河川吉田川が流れ、その流域には豊かな水田地帯が広がり、のどかな田園風景を臨むことができます。

気候も温暖で積雪も少なく、季節の移り変わりを実感できる、自然豊かな環境が魅力で、住みよい住空間が広がっています。



(※図：大郷町都市計画マスタープランより)

2. 人口等の状況

(1) 人口の推移

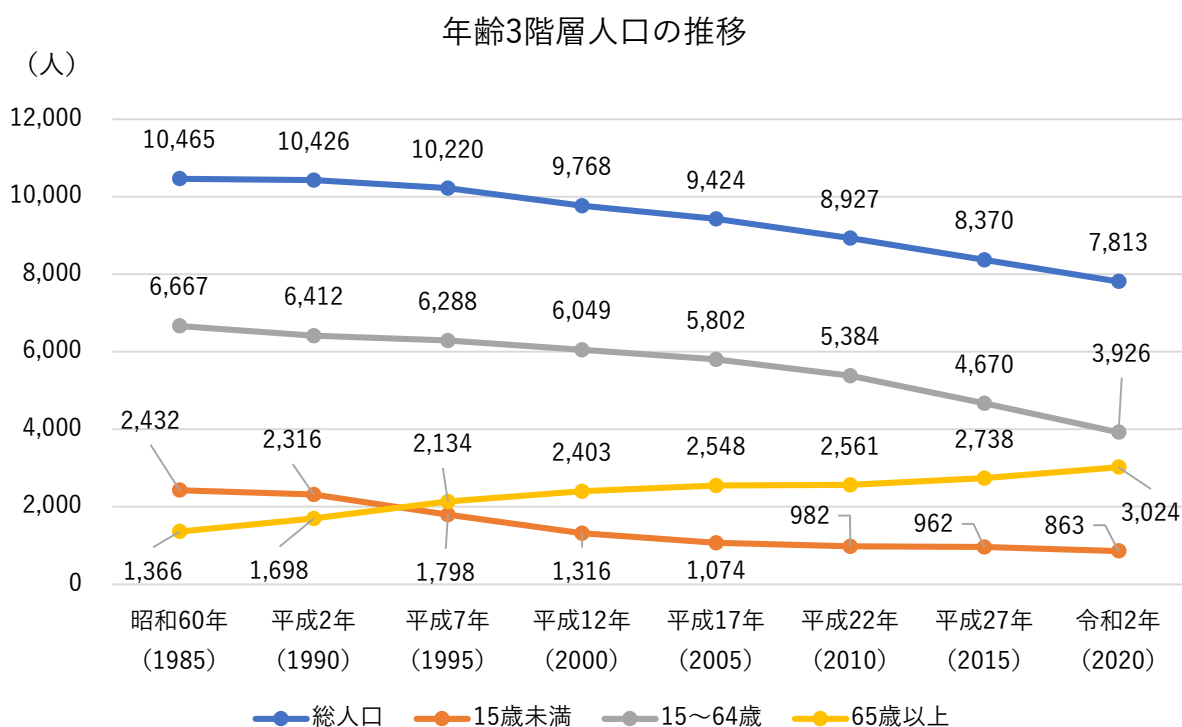
令和2(2020)年国勢調査の結果によると本町の人口は7,813人で、昭和60(1985)年の10,465人をピークに年々減少しています。

また、年齢3階層別人口を昭和60(1985)年と令和2(2020)年で比較すると、老年人口(65歳以上)が1,366人(13.1%)から3,024人(38.7%)へと増加する一方で、年少人口(15歳未満)は2,432人(23.2%)から863人(11.0%)と減少しており、少子・高齢化が進行しています。

■ 年齢3階層人口の推移

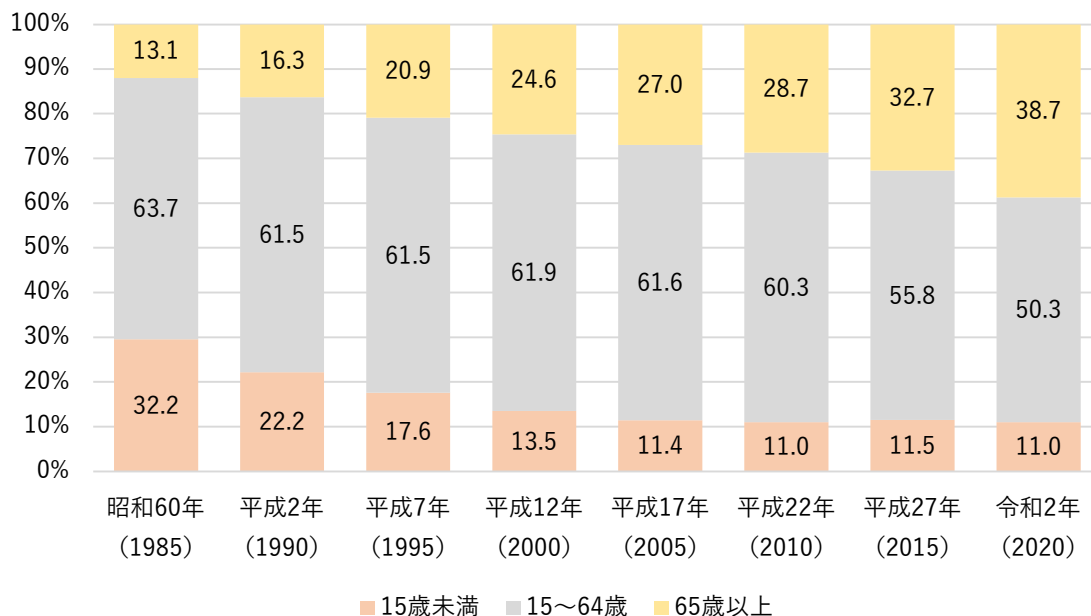
単位：人

| 年 | | S60年 (1985) | H2年 (1990) | H7年 (1995) | H12年 (2000) | H17年 (2005) | H22年 (2010) | H27年 (2015) | R2年 (2020) |
|--------------------|--------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 総人口 | | 10,465 | 10,426 | 10,220 | 9,768 | 9,424 | 8,927 | 8,370 | 7,813 |
| 年少人口 (15歳未満) | 人口(人) | 2,432 | 2,316 | 1,798 | 1,316 | 1,074 | 982 | 962 | 863 |
| | 構成比(%) | 32.2 | 22.2 | 17.6 | 13.5 | 11.4 | 11.0 | 11.5 | 11.0 |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 人口(人) | 6,667 | 6,412 | 6,288 | 6,049 | 5,802 | 5,384 | 4,670 | 3,926 |
| | 構成比(%) | 63.7 | 61.5 | 61.5 | 61.9 | 61.6 | 60.3 | 55.8 | 50.3 |
| 老年人口 (65歳以上) | 人口(人) | 1,366 | 1,698 | 2,134 | 2,403 | 2,548 | 2,561 | 2,738 | 3,024 |
| | 構成比(%) | 13.1 | 16.3 | 20.9 | 24.6 | 27.0 | 28.7 | 32.7 | 38.7 |



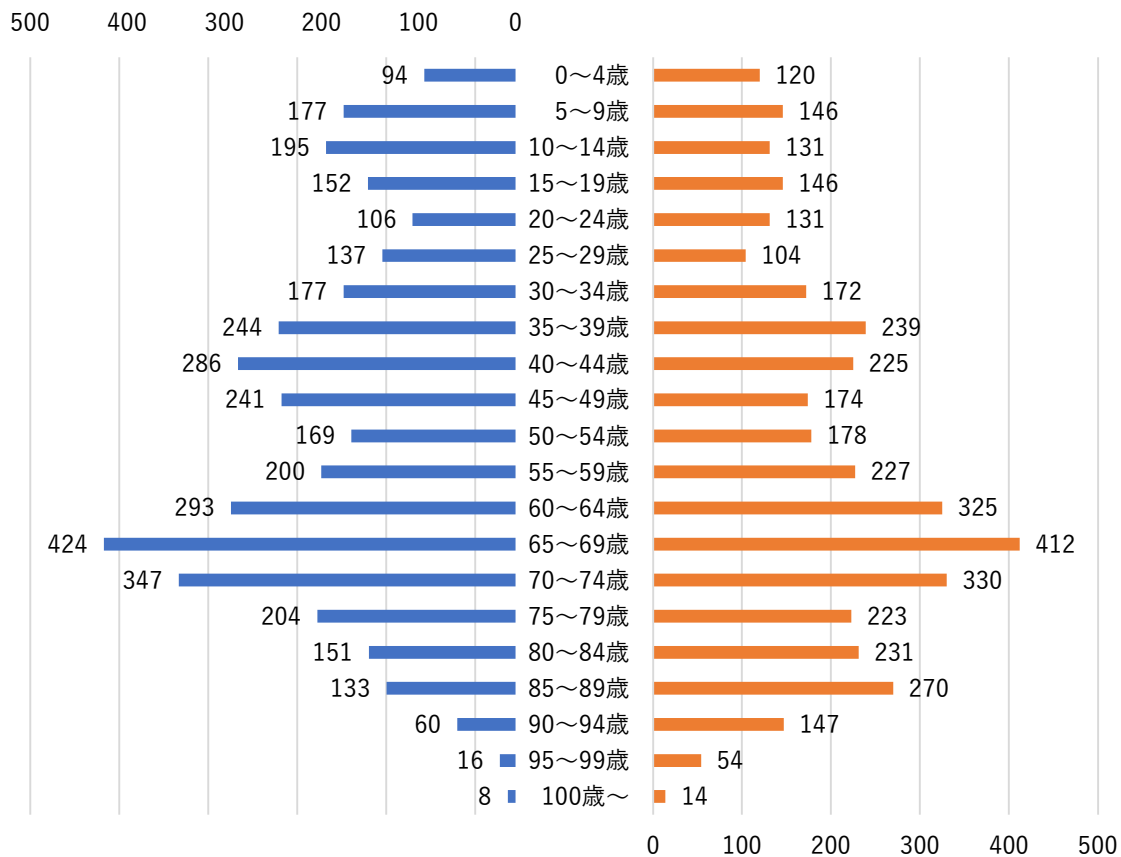
※国勢調査(昭和60(1985)年~令和2(2020)年)をもとに作成

人口割合の推移



※国勢調査（昭和 60（1985）年～令和 2（2020）年）をもとに作成

人口構成（令和2（2020）年）



※国勢調査（令和 2（2020）年）をもとに作成

(2) 将来人口の推移

本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所「市町村別の男女・年齢（5歳）階級別の推計結果」において、令和32（2050）年には4,278人まで減少すると推計しています。

また、令和32（2050）年における人口構成は、年少人口が295人（6.9%）、生産年齢人口が1,673人（39.1%）、老年人口が2,310人（54.0%）と推計しています。

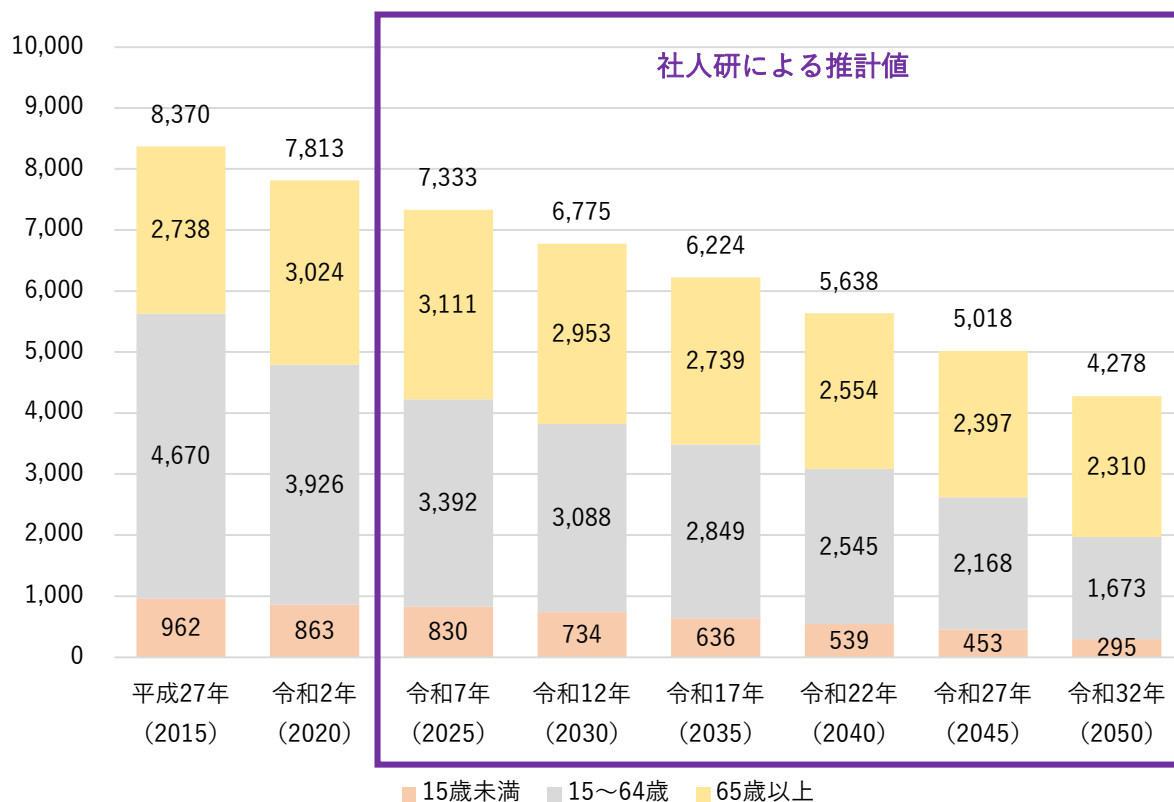
■ 年齢別将来人口推計

単位：人

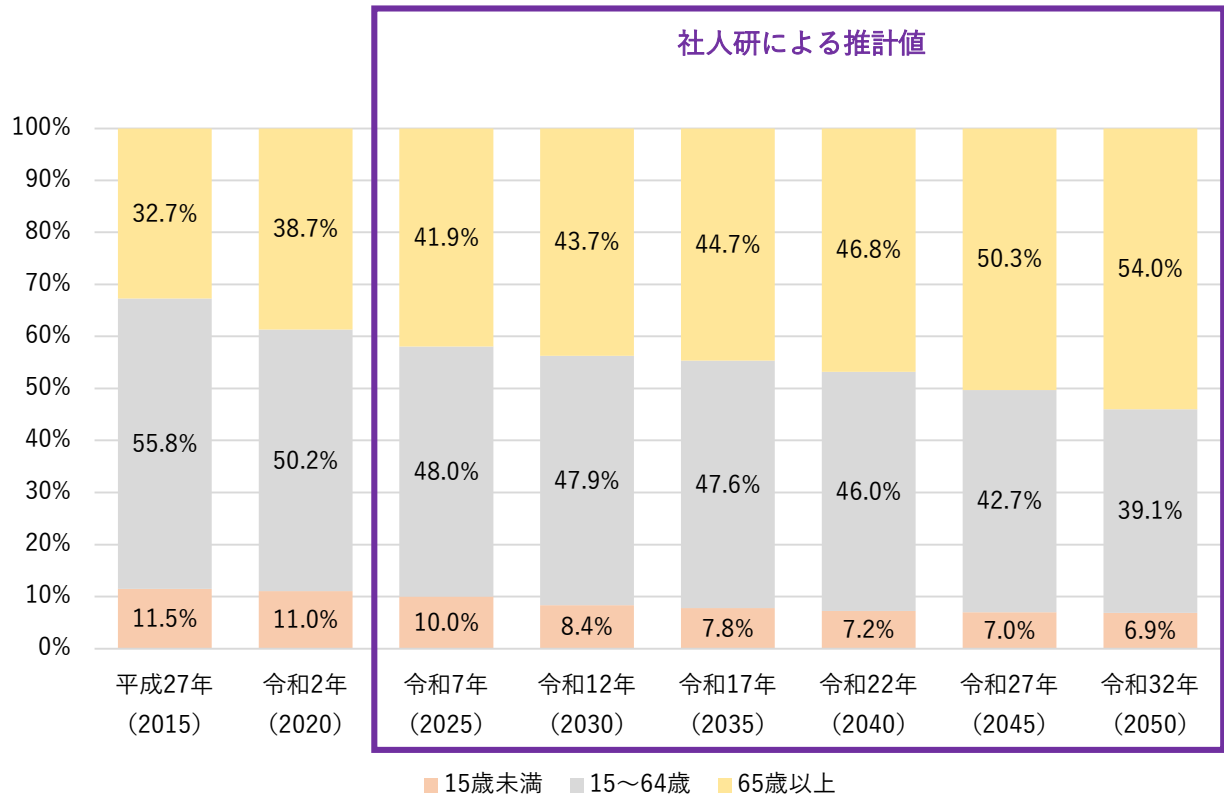
| 年齢区分 | 実績値（人） | | 推計値（人） | | | | | |
|--------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 平成27年 (2015) | 令和2年 (2020) | 令和7年 (2025) | 令和12年 (2030) | 令和17年 (2035) | 令和22年 (2040) | 令和27年 (2045) | 令和32年 (2050) |
| 15歳未満 | 962 | 863 | 723 | 552 | 467 | 392 | 340 | 295 |
| 15～64歳 | 4,670 | 3,926 | 3,473 | 3,163 | 2,857 | 2,501 | 2,071 | 1,673 |
| 65歳以上 | 2,738 | 3,024 | 3,032 | 2,887 | 2,682 | 2,544 | 2,440 | 2,310 |
| 計 | 8,370 | 7,813 | 7,228 | 6,602 | 6,006 | 5,437 | 4,851 | 4,278 |

※国勢調査（平成27（2015）年、令和2（2020）年）、
国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）より

年齢別将来人口推計



年齢3階層人口の構成比



3. 歳入・歳出の状況

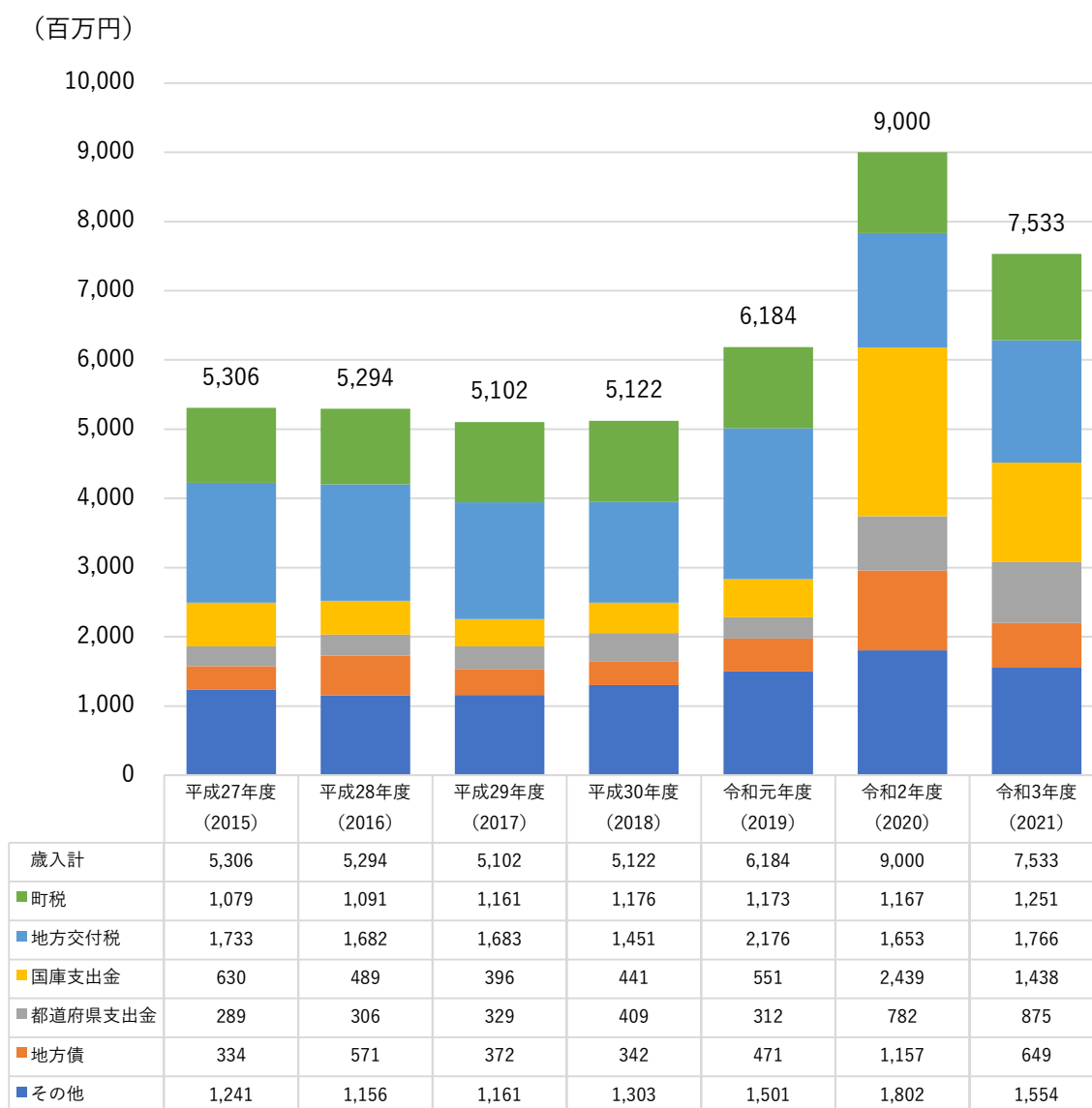
(1) 歳入の推移

令和3(2021)年度の歳入は約75.3億円で、そのうち町税は約12.5億円です。

また、国庫支出金において、主に令和元(2019)年の東日本台風災害に対応するため大幅な増加となった令和2(2020)年度に対し、令和3(2021)年度は約10億円の減少となりました。

高齢化が進行するなか、歳入の主たる納税者となる生産年齢人口の減少が予測され、今後、町税の減少が懸念されます。

■ 歳入の推移



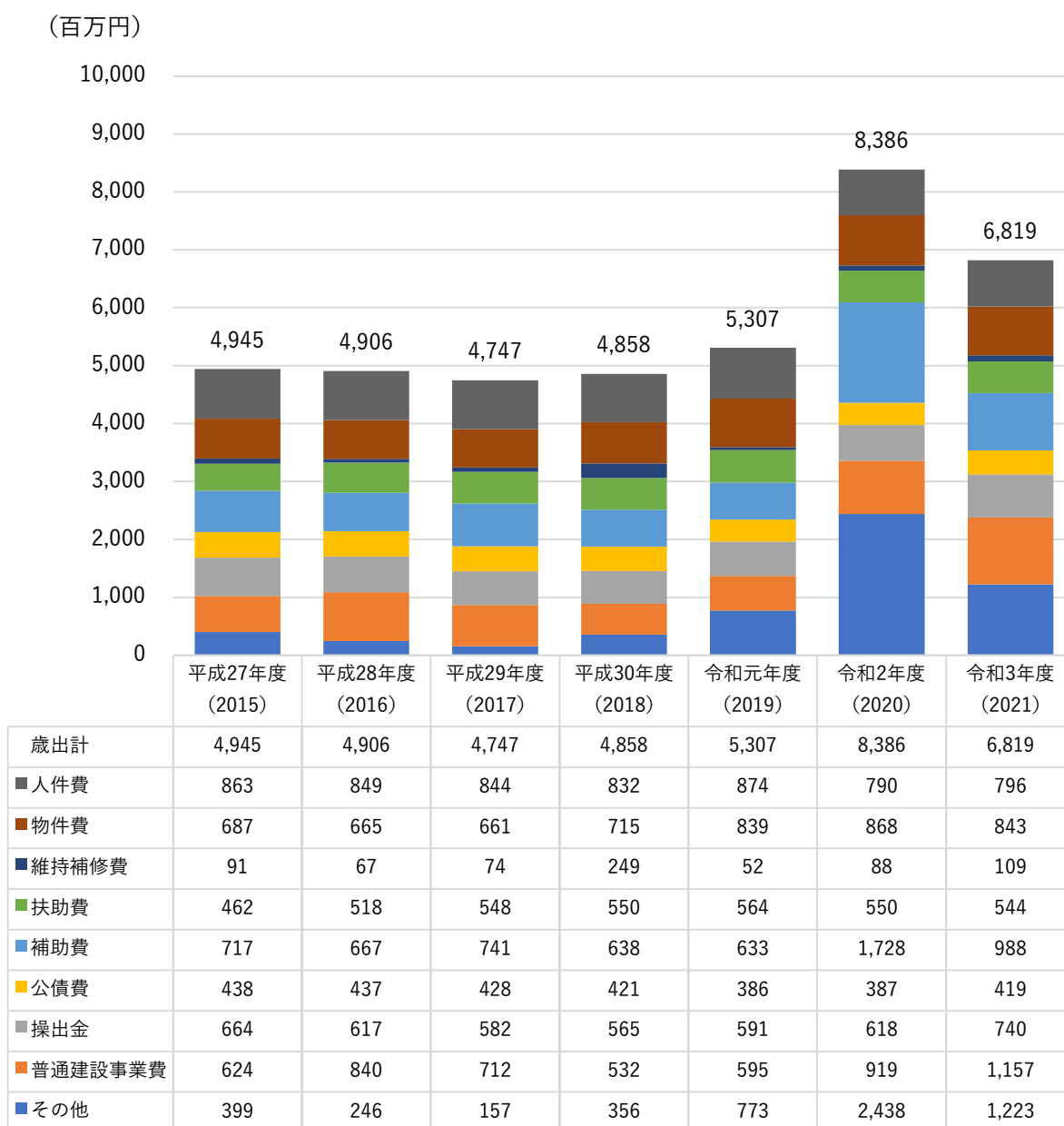
財政状況資料集より

(2) 歳出の推移

令和3(2021)年度の歳出は約68.1億円であり、令和元(2019)年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症対策に関する対応のために例年よりも歳出が多かった令和2(2020)年度に対し、約15.6億円の減少となりました。これは、台風災害の復旧工事や災害廃棄物処理事業等が完了したことや、特別定額給付金事業の終了等によるものです。

今後、扶助費等の割合が横ばいまたは増加することが予想され、投資的経費に充当可能な財源の確保はますます厳しくなるものと見込まれます。

■ 歳出の推移



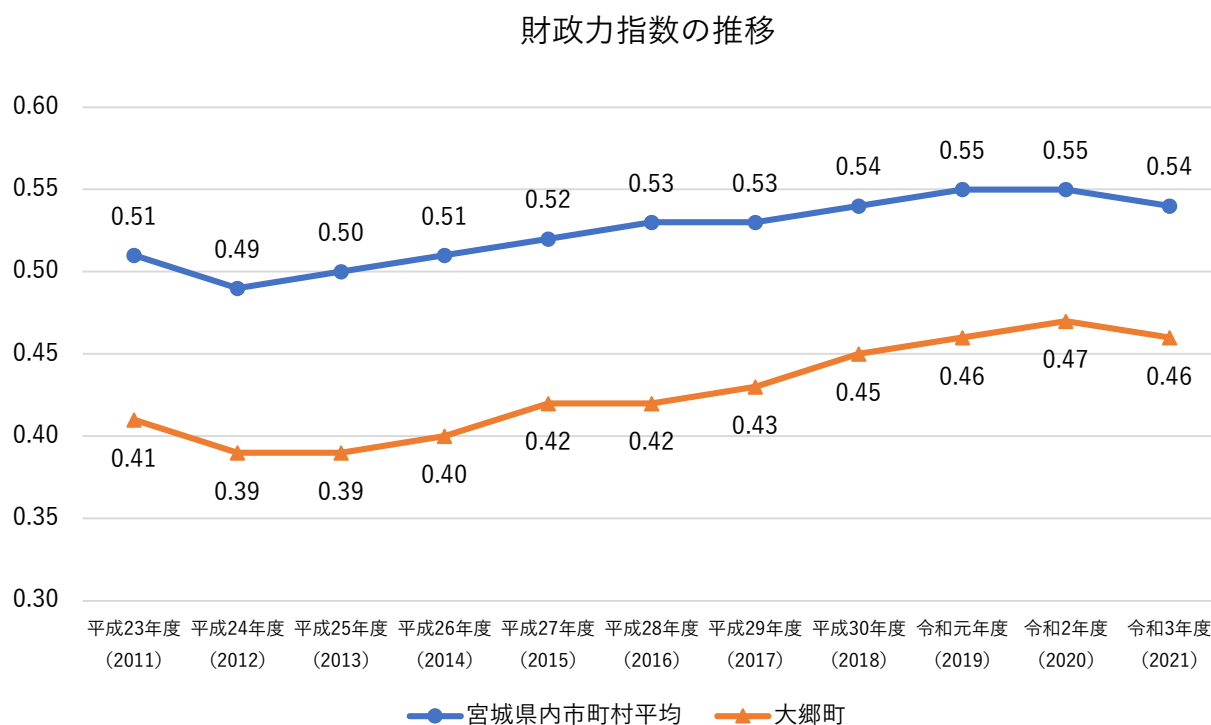
財政状況資料集より

(3) 財政指標の状況

平成 23 (2011) ～令和 3 (2021) 年度の本町の財政指標の状況について、財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を示します。

① 財政力指数¹

財政力指数は、平成 23 (2011) 年度からほぼ横ばいで推移しており、宮城県内市町村平均と比較すると、例年 0.1 程度下回っています。



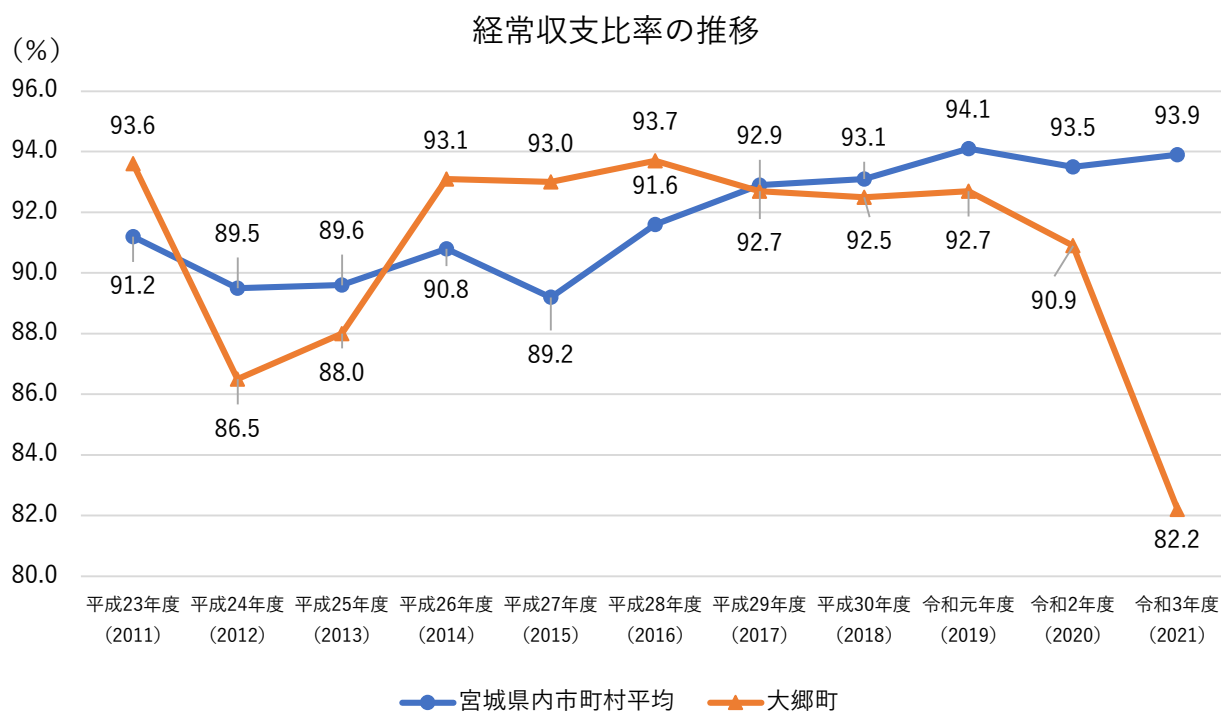
財政状況資料集より

¹ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。1 を超える団体は国からの支援を要しない強さを示し、普通交付税の不交付団体となります。

② 経常収支比率²

経常収支比率は、80～95%の間を推移しています。

近年は、宮城県内市町村の平均と比較すると低い値をとり、比較的財政構造の弾力性を有していません。平成23（2011）年度（東日本大震災）以降、比率が上昇傾向にありましたが、令和3（2021）年度には82.2%と、過去10年の間で最も低い値となっています。

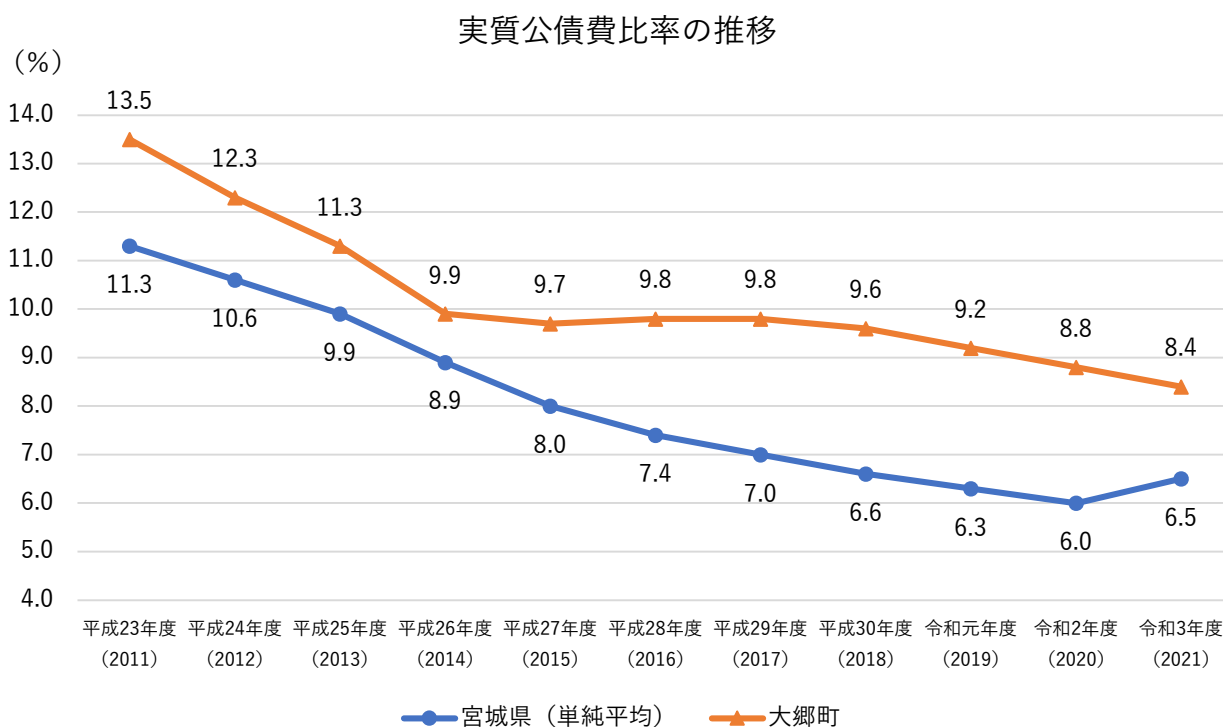


財政状況資料集より

² 経常収支比率：人件費や公債費、扶助費などの義務的性格の強い（節減することが困難な）経常経費に、町税や普通交付税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。この比率が高いほど、新しいサービスを行うための余裕がないことを示しています。

③実質公債費比率³

実質公債費比率は、平成23（2011）年度以降、減少傾向にあります。宮城県の単純平均に比べ例年2～3%程度上回っています。今後も引き続き公債費の抑制に努めていく必要があります。



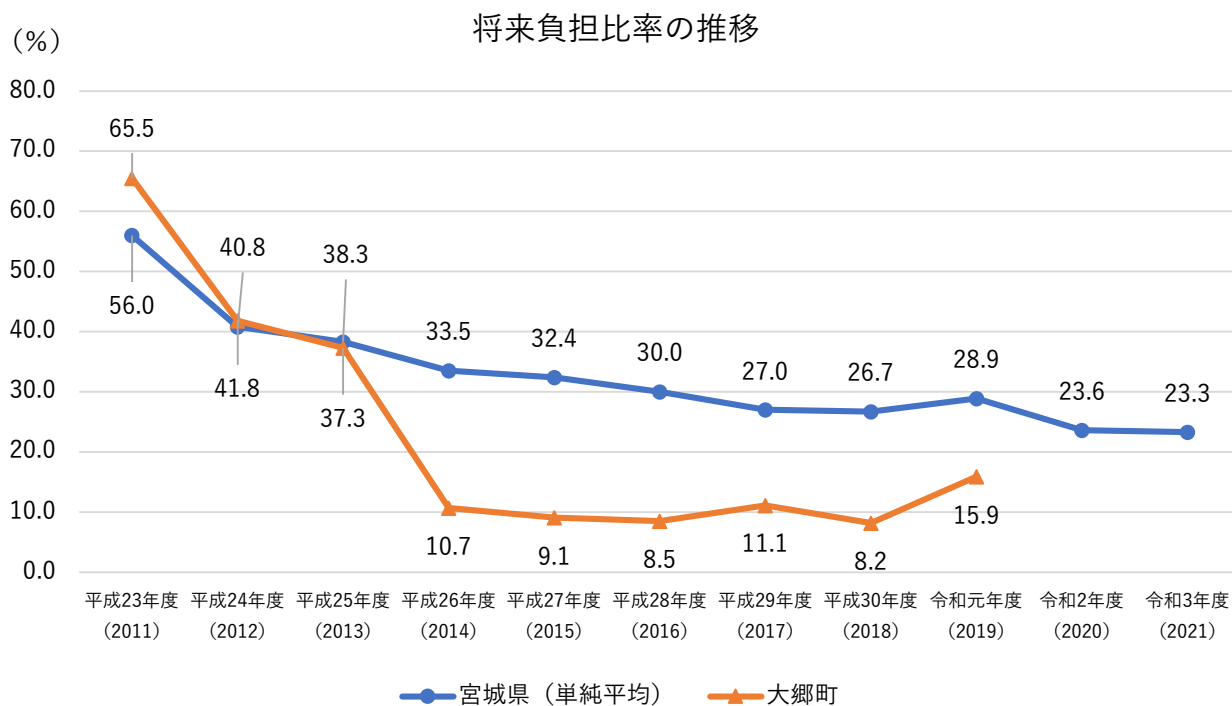
財政状況資料集より

³ 実質公債費比率：地方公共団体の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。「標準財政規模」に対する元利償還金及び準元利償還金の割合で、決算に基づく数値の3ヵ年平均によって算出されます。「標準財政規模」とは、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

④将来負担比率⁴

将来負担比率は減少傾向が続いており、宮城県内市町村平均と比較しても10～20%以上低い水準で推移していますが、今後も引き続き比率の低減に努めていく必要があります。

大郷町の令和2（2020）年および令和3（2021）年度における将来負担比率は、将来負担額（地方債の現在高等）が充当可能財源等を下回ったこと及び標準財政規模が算入公債費等の額を上回ったため、計上されません。



財政状況資料集より

⁴ 将来負担比率：地方公共団体の実質的な将来負担の程度を示す指標です。一部事務組合や第三セクター等も含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合を示しています。

第3章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の整備状況

(1) 公共施設（建物）の保有数量

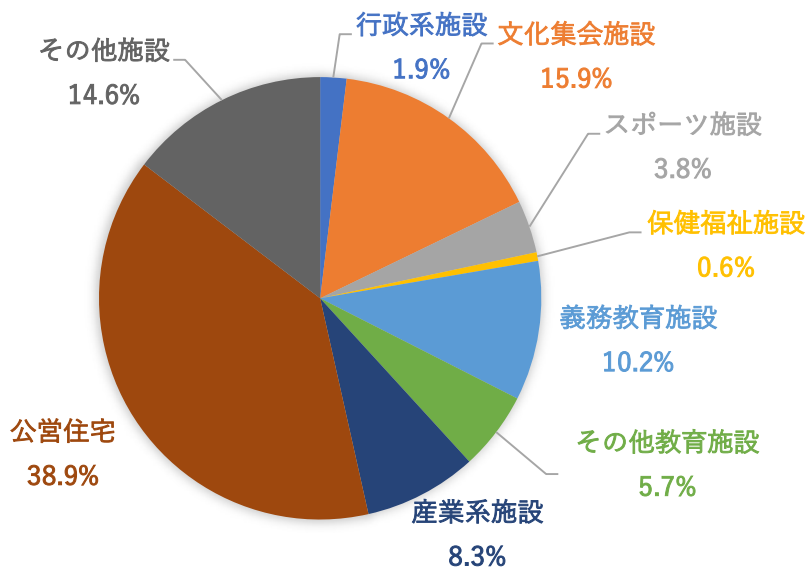
本計画で対象とする建築系公共施設は、64 施設、157 棟で、延床面積の合計は 34,720.9 m²です。

棟数では公営住宅が 61 棟と最も多く、文化集会施設が 25 棟、その他施設が 23 棟と続きます。また、施設の用途分類別の延床面積は、義務教育施設が 33.4%で最も多く、次いでスポーツ施設が 20.5%、文化集会施設が 16.2%の順となっています。

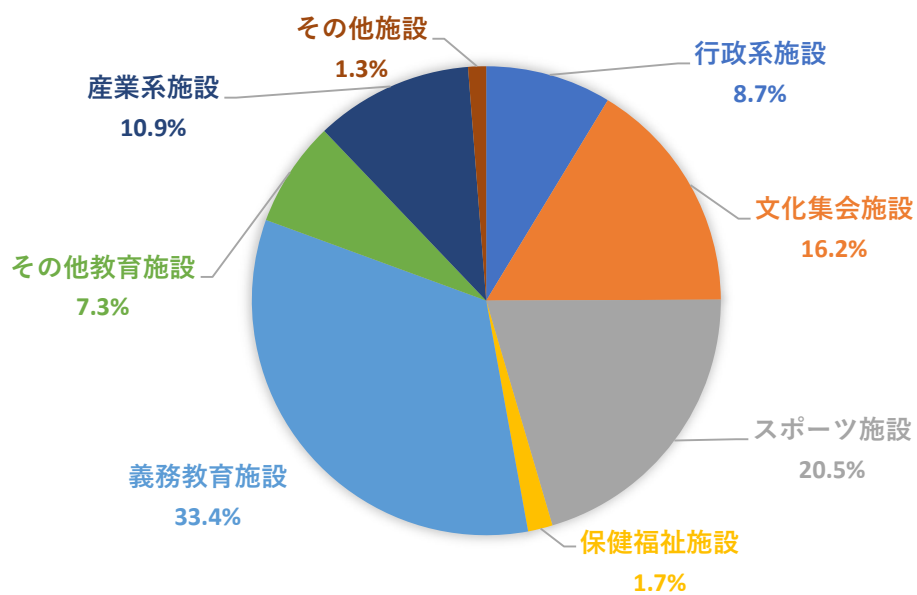
■ 公共施設（建物）の用途分類別保有数量

| 施設分類 | 施設名 | 施設数 | 棟数 | | 延床面積 | |
|-----------|-------------------------------|-----|----|-------|----------------|--------|
| | | | 棟 | % | m ² | % |
| 1 行政系施設 | 役場庁舎、車庫 | 1 | 3 | 1.9% | 3,015.3 | 8.7% |
| 2 文化集会施設 | 公民館、文化会館、ふれあいセンター21 | 25 | 25 | 15.9% | 5,639.5 | 16.2% |
| 3 スポーツ施設 | 町民体育館、フラップ大郷21、大郷町 B&G 海洋センター | 5 | 6 | 3.8% | 7,120.8 | 20.5% |
| 4 保健福祉施設 | 保健センター | 1 | 1 | 0.6% | 591.0 | 1.7% |
| 5 義務教育施設 | 小・中学校、給食センター | 3 | 16 | 10.2% | 11,612.8 | 33.4% |
| 6 その他教育施設 | 児童館、大松沢社会教育センター、旧大松沢小学校 | 3 | 9 | 5.7% | 2,528.4 | 7.3% |
| 7 産業系施設 | 開発センター、ふるさとプラザ物産館、パストラル「緑の郷」 | 3 | 13 | 8.3% | 3,777.7 | 10.9% |
| 8 公営住宅 | 町内団地 | 4 | 61 | 38.9% | | |
| 9 その他施設 | 住民バス事務所等、ポンプ倉庫 | 23 | 23 | 14.6% | 435.4 | 1.3% |
| 計 | | 64 | 96 | 68 | 34,720.9 | 100.0% |

公共施設（建物）の用途別棟数（構成比）



公共施設（建物）の用途別延床面積（構成比）



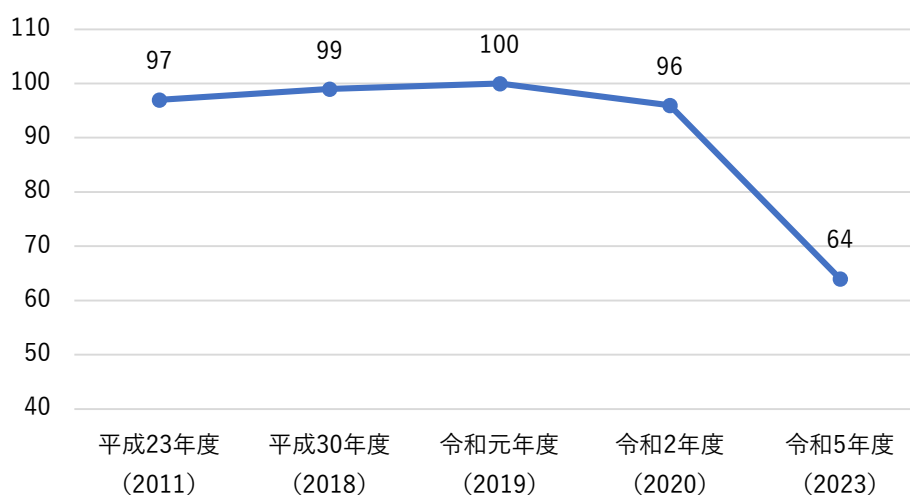
(2) 1人当たりの公共施設（建物）の延床面積

本町の公共施設（建物）の延床面積（34,720.9 m²）を、令和2（2020）年度時点における町民（7,813人）1人あたりに換算すると4.44 m²/人となり、全国平均3.42 m²/人（平成24（2012）年2月東洋大学調査資料「全国自治体公共施設延床面積データ」）より大きくなっています。

(3) 公共施設（建物）における施設数の推移について

本町の公共施設における施設数の推移については、平成23（2011）年度では97の施設を保有していました。平成30（2018）年度と令和元（2019）年度にかけては、公営住宅の建替えなどにより一時的に保有数は増加しましたが、令和2（2020）年度には集約化を図った公営住宅において、建築年数の古い住宅の取り壊しや、子育て支援施設の譲渡などを行い、保有する公共施設の更新と縮減を推進しています。令和5（2023）年度にはさらに減少し64施設となりました。

公共施設数について（推移）



(4) 建築年別公共施設の整備の状況

① 建築年別公共施設（建物）の整備の状況

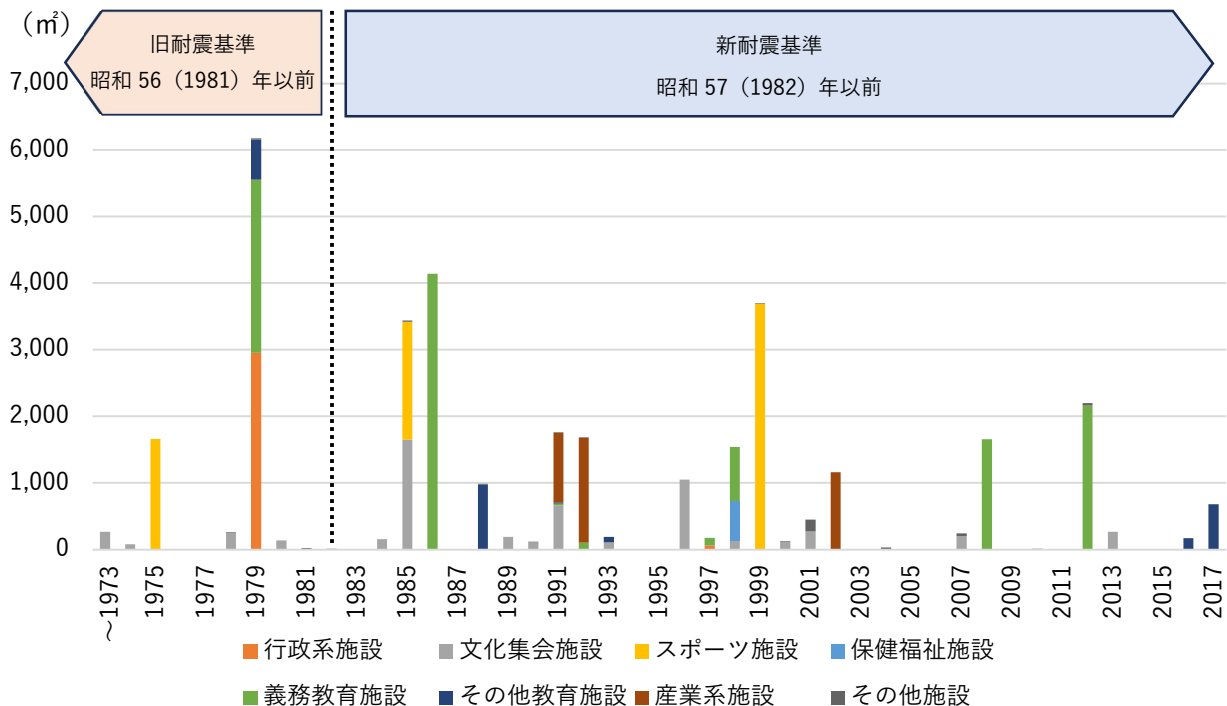
現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和 56（1981）年に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

本町の公共施設（建物）は、高度経済成長期の昭和 45（1970）年頃から多くの施設が整備されており、特に昭和 60（1985）年には文化会館や大郷町 B&G 海洋センターなどの比較的大規模な建物が集中して建設されています。また、文化・集会施設の中には、築 50 年以上を経過する施設も存在しています。

以上をひとつの基準とし、本町における建築年度別の延床面積を見ると下表のとおりになります。

旧耐震基準（昭和 56（1981）年以前）に建築されたものが、全体の 24.8%を占めています。つまり、約 4 分の 1 が旧耐震構造による建築物となっており、今後の対応を考える必要があります。

用途別・建築年別の公共施設（建物）の延床面積



第3章 公共施設等の現状

②老朽化の状況

本町の公共施設（建物）は、大規模改修が必要と考えられる築30年以上を経過する建物の延床面積が21,273.2㎡で、全体の61.3%となっています。

また、今後10年以内に大規模改修が必要となる築20～29年の建物は8,197.4㎡で全体の23.6%となっており、近いうちに何らかの対応が必要となる可能性が高い施設が全体の約84.9%を占めています。

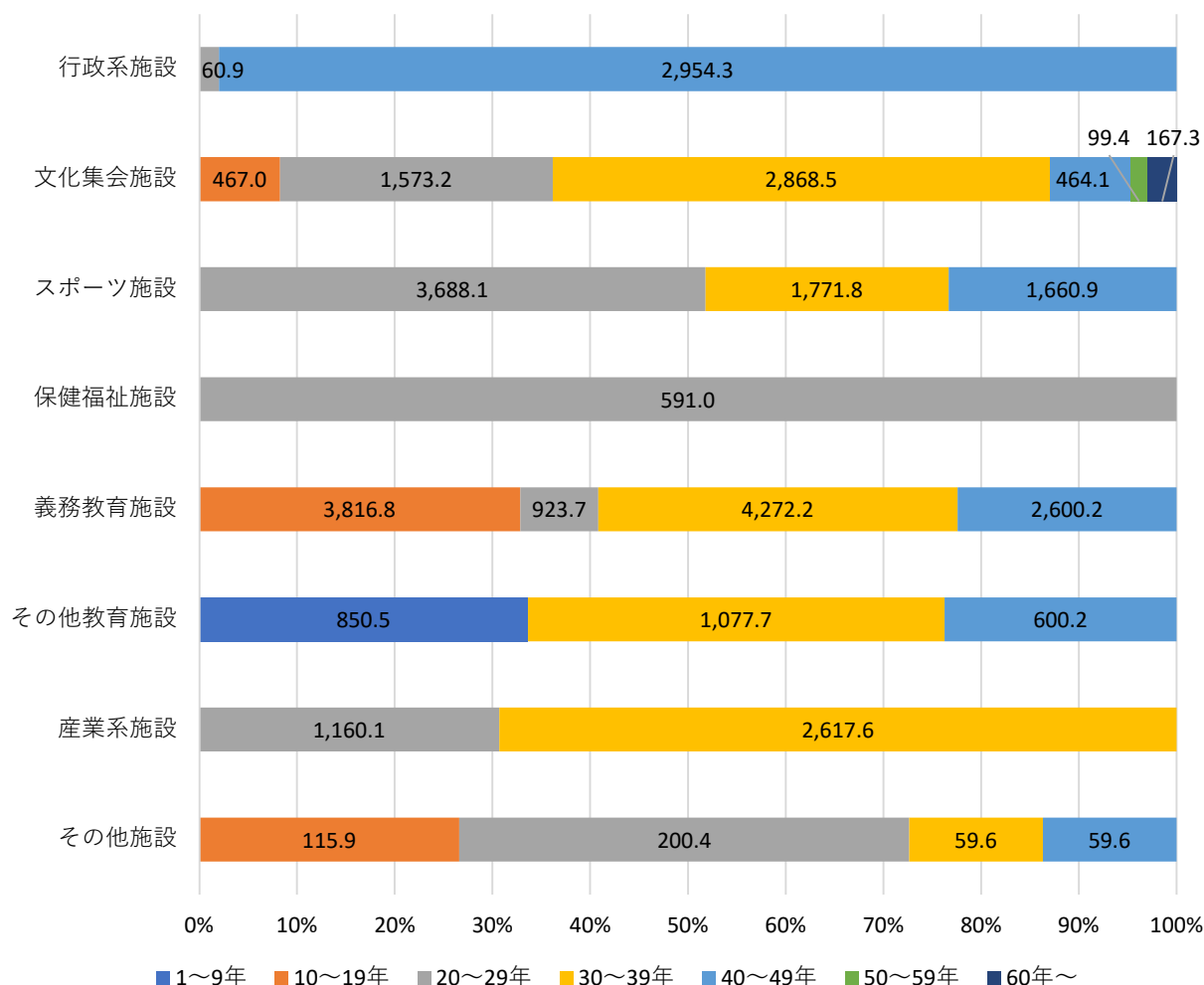
用途別には、行政系施設のほぼすべて、上水道施設及びその他（その他）の9割程度、義務教育施設及び文化・集会施設の6割が築30年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。

■用途別・経過年別延床面積の状況

単位：㎡

| 分類 | 建築年代 | | | | | | | 計 |
|---------|----------|---------|---------|----------|---------|--------|-------|----------|
| | 1～9年 | 10～19年 | 20～29年 | 30～39年 | 40～49年 | 50～59年 | 60年～ | |
| 行政系施設 | 0.0 | 0.0 | 60.9 | 0.0 | 2,954.3 | 0.0 | 0.0 | 3,015.3 |
| 文化集会施設 | 0.0 | 467.0 | 1,573.2 | 2,868.5 | 464.1 | 99.4 | 167.3 | 5,639.5 |
| スポーツ施設 | 0.0 | 0.0 | 3,688.1 | 1,771.8 | 1,660.9 | 0.0 | 0.0 | 7,120.8 |
| 保健福祉施設 | 0.0 | 0.0 | 591.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 591.0 |
| 義務教育施設 | 0.0 | 3,816.8 | 923.7 | 4,272.2 | 2,600.2 | 0.0 | 0.0 | 11,612.8 |
| その他教育施設 | 850.5 | 0.0 | 0.0 | 1,077.7 | 600.2 | 0.0 | 0.0 | 2,528.4 |
| 産業系施設 | 0.0 | 0.0 | 1,160.1 | 2,617.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3,777.7 |
| 公営住宅 | | | | | | | | |
| その他施設 | 0.0 | 115.9 | 200.4 | 59.6 | 59.6 | 0.0 | 0.0 | 435.4 |
| 計 | 850.5 | 4,399.7 | 8,197.4 | 12,667.3 | 8,339.3 | 99.4 | 167.3 | 34,720.9 |
| | 13,447.6 | | | 21,273.2 | | | | |
| 構成比 | 2.4% | 12.7% | 23.6% | 36.5% | 24.0% | 0.3% | 0.5% | 100.0% |
| | 38.7% | | | 61.3% | | | | |

用途別・経過年別延床面積割合



※建築年不明の施設を除く

③耐震化実施状況

本町の公共施設（建物）については、新耐震基準で建築された建物が75.1%あります。これに加え、耐震工事实施済の建物が23.1%あることから、全体として耐震性を有していると判断される建物の割合は98.3%です。

■耐震化実施状況

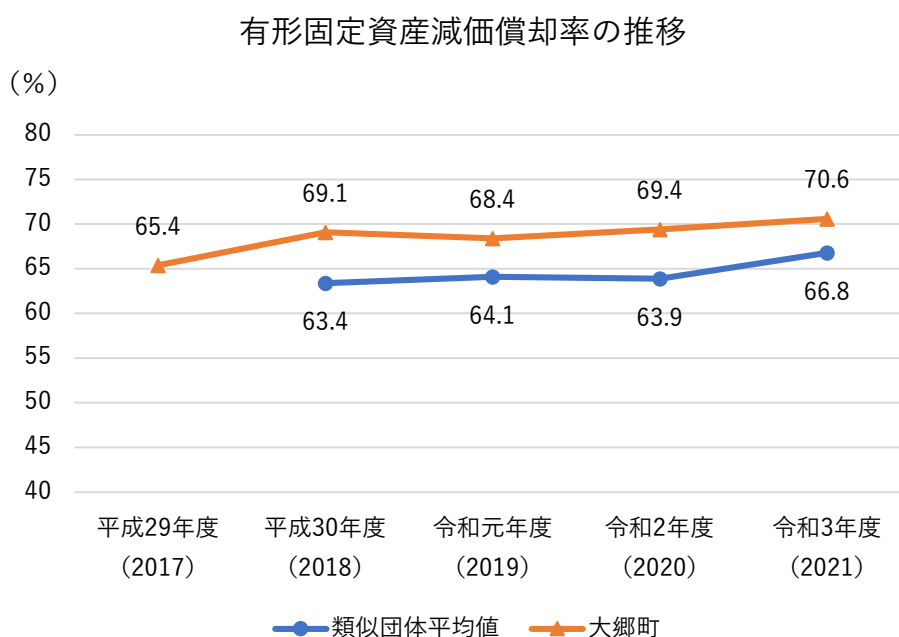
| 適合耐震基準 | 棟数 | 延床面積 (㎡) | 比率 |
|-------------|----|----------|--------|
| 新耐震 | 76 | 26091.84 | 75.1% |
| 旧耐震（工事済） | 8 | 8021.52 | 23.1% |
| 旧耐震 | 10 | 537.49 | 1.5% |
| 旧耐震（工事状況不明） | 2 | 70 | 0.2% |
| 総計 | 96 | 34720.85 | 100.0% |

④有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却累計額の割合です。この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができ、公共施設の再編等を行う際に参考となる指標です。

ただし、長寿命化対策により使用可能期間が延びた場合でも、比率に精緻には反映されないため、この比率が高いことが直ちに施設を使用できないことを示すものではないことに留意が必要です。

本町の推移は、平成29(2017)年度の65.4%から毎年度増加傾向または横ばいであり、令和3(2021)年度には70.6%と老朽化が進んでいる状況です。



資料：総務省 令和3年度 統一的な基準による財務書類に関する情報
(平成29(2017)年度は前回計画より)

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

2. インフラ資産の整備状況

インフラ資産（道路、橋梁、上水道施設、下水道等施設等）について、それぞれの施設の現況（延長・面積、整備年代）を把握し、以下に整理しました。

■インフラ資産の状況

| 項目 | | 延長 (m) | 面積 (㎡) | 本数 基数 | 備考 |
|-------|----------|-----------|-----------|----------|--------------------------------------|
| 道路 | 町道 | 135,584.3 | 846,136.8 | - | |
| 橋梁 | | 741.35 | 4,926.5 | 76 | 橋梁長寿命化計画策定済 |
| 上水道施設 | | 163,591 | - | - | 上水道普及率：95.35% |
| 下水道施設 | 公共下水道 | 43,550 | - | - | 下水道普及率：84.76% 下水道接続率：57.59% |
| | 農業集落排水施設 | 13,440 | - | - | 農業集落排水普及率：80.76% 農業集落排水接続率：32.74% |
| | 合併浄化槽 | - | - | 520 | 戸別合併処理浄化槽排水設備設置事業 |

（1）道路の整備状況

本町の道路の延長は、約 135.6 km（総面積：約 84.6 万㎡）となっています。

（2）橋梁の整備状況

本町の橋梁は 76 橋で、面積は 4,926.5 ㎡、延長は 741.35m です。

このうち、整備後 30 年未満の橋梁は 27.7%、整備後 30 年以上経過する橋梁は 72.3% を占めています。また、耐用年数 60 年以上が経過する橋は 10.5%、今後 10 年以内に耐用年数を経過する築 50～59 年の橋は 18.4% となっています。

■橋梁の構造別・経過年別数値

単位：本

| 構造 | 経過年 | | | | | | | | 計 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|------|
| | 1-9年 | 10-19年 | 20-29年 | 30-39年 | 40-49年 | 50-59年 | 60年以上 | 不明 | |
| PC 橋 | 2 | 4 | 14 | 15 | 10 | 9 | 4 | 1 | 59 |
| RC 橋 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 4 | 0 | 15 |
| 鋼橋 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 3 | 4 | 14 | 15 | 17 | 14 | 8 | 1 | 76 |
| 構成比 | 4.0% | 5.3% | 18.4% | 19.7% | 22.4% | 18.4% | 10.5% | 1.3% | 100% |

※構成比は小数点第 2 位で四捨五入をしています。

(3) 上水道施設（管路）の整備状況

本町の水道管路の延長は、約 163.6 kmが整備されており、その多くを配水管が占めています。

そのうち、法定耐用年数 40 年を経過する管路が 36.7%を占めています。種類別に見ると、送水管は 81.6%、導水管は 100%が、配水管は 35.5%が法定耐用年数 40 年を経過しています。

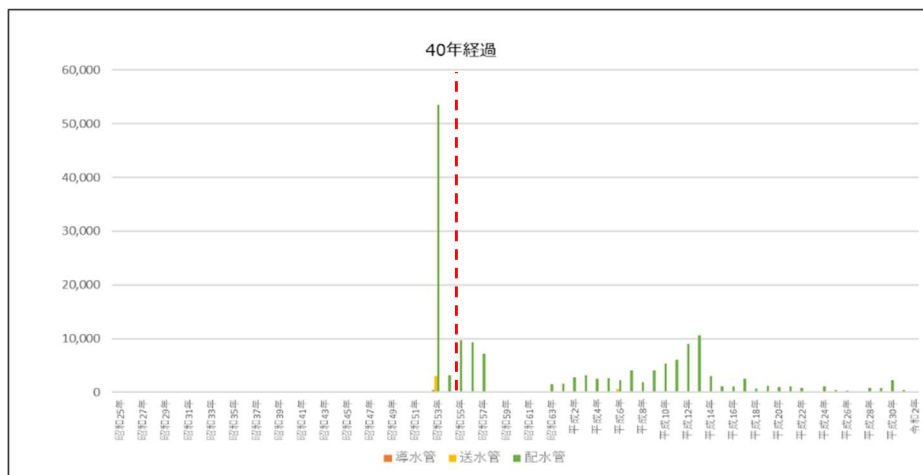
■ 上水道施設の管種別整備延長

単位：m

| 分類 | | 経過年 | | | | | 計 |
|-----|----------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | 1-9年 | 10-19年 | 20-29年 | 30-39年 | 40年以上 | |
| 送水管 | 300 mm未満 | 0 | 0 | 612 | 87 | 3,098 | 3,797 |
| 導水管 | 300 mm未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 468 | 468 |
| 配水管 | 100 mm以下 | 3 | 1,582 | 2,901 | 3,613 | 13,143 | 21,242 |
| | 125 mm以下 | 2,886 | 6,803 | 13,281 | 15,767 | 13,850 | 52,587 |
| | 150 mm以下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 200 mm以下 | 1,890 | 8,990 | 12,679 | 1,734 | 170 | 25,463 |
| | 250 mm以下 | 201 | 1,207 | 1,995 | 16 | 744 | 4,163 |
| | 300 mm以下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 350 mm以下 | 131 | 307 | 3,874 | 75 | 1,288 | 5,675 |
| | 50 mm以下 | 726 | 105 | 3,086 | 105 | 127 | 4,149 |
| | 75 mm以下 | 787 | 4,005 | 5,875 | 8,103 | 27,277 | 46,047 |
| 送水管 | 小計 | 0 | 0 | 612 | 87 | 3,098 | 3,797 |
| 導水管 | 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 468 | 468 |
| 配水管 | 小計 | 6,624 | 22,999 | 43,691 | 29,413 | 56,599 | 159,326 |
| 合計 | | 6,624 | 22,999 | 44,303 | 29,500 | 60,165 | 163,591 |
| 構成比 | | 4.0% | 14.1% | 27.1% | 18.0% | 36.8% | 100.0% |

※延長は小数点第1位、構成比は小数点第2位で四捨五入をしています。

上水道施設の年代別・管種別延長



※整備年度不明分を除く

(4) 下水道等施設（管路）の状況

本町の下水道等施設（管路）の延長は、約 56.9 km（公共下水道約 43.5 km、農業集落排水施設約 13.4 km）が整備され、その多くを塩化ビニル管が占めています。

また、管路で、法定耐用年数 50 年を過ぎている管路はなく、整備後 30 年未満のものが 93.1% を占めています。

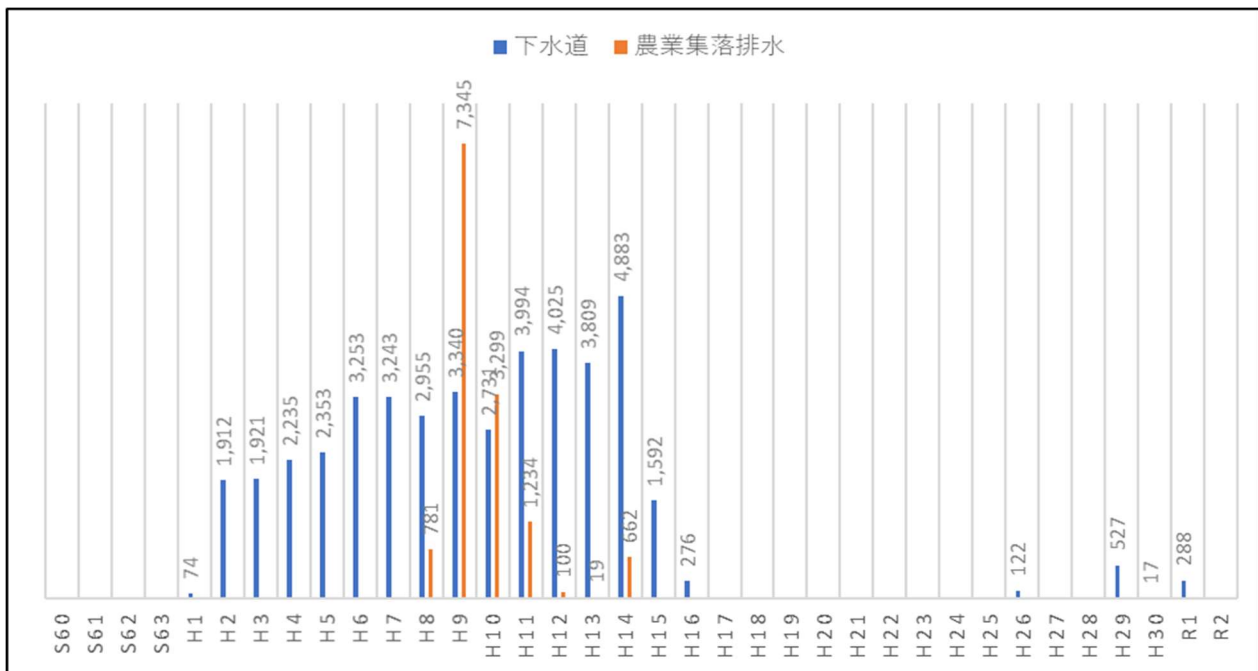
■ 下水道等施設（管路）の管種別整備延長

単位：m

| 分類 | 経過年 | | | | 計 |
|------------------|-------|---------|---------|---------|--------|
| | 1-9 年 | 10-19 年 | 20-29 年 | 30-39 年 | |
| 公共下水道（250 mm未満） | 954 | 10,560 | 28,129 | 3,907 | 43,550 |
| 農業集落排水（250 mm未満） | 0 | 681 | 12,759 | 0 | 13,440 |
| 合計 | 954 | 11,241 | 40,888 | 3,907 | 56,990 |
| 構成比 | 1.7% | 19.7% | 71.7% | 6.9% | 100.0% |

※構成比は、小数点第2位で四捨五入しています。

下水道等施設（管路）の年代別整備状況



※整備年度不明分を除く

第3章 公共施設等の現状

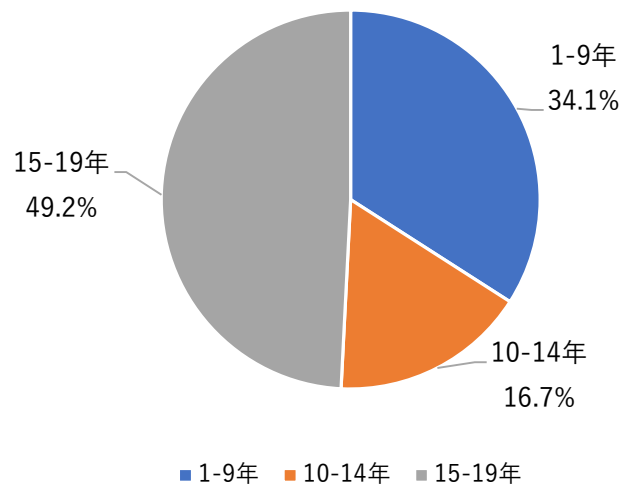
このほか本町では、戸別合併処理浄化槽整備事業により浄化槽の設置・更新を実施しています。さらに、維持管理事業（個人管理している浄化槽の寄附採納を受けたものを含む）を実施しています。

これまで設置及び寄附され管理している戸別合併処理浄化槽は520基あり、規模としては7人槽が最も多く357基となっています。また、本町における戸別合併処理浄化槽は設置後15年以上経過した割合は49.2%を占めております。

■ 個別合併浄化槽の年代別・規模別基数

| 分類 | 経過年 | | | 計 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|
| | 1-9年 | 10-14年 | 15-19年 | |
| 戸別合併処理浄化槽（5人槽） | 62 | 13 | 26 | 101 |
| 戸別合併処理浄化槽（6人槽） | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 戸別合併処理浄化槽（7人槽） | 94 | 67 | 196 | 357 |
| 戸別合併処理浄化槽（8人槽） | 0 | 0 | 7 | 7 |
| 戸別合併処理浄化槽（10人槽） | 20 | 7 | 23 | 50 |
| 戸別合併処理浄化槽（14人槽） | 1 | 0 | 2 | 3 |
| 戸別合併処理浄化槽（18人槽） | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 177 | 87 | 256 | 520 |
| 構成比 | 34.1% | 16.7% | 49.2% | 100.0% |

個別合併浄化槽の年代別基数（構成比）



3. 過去に行った対策の実績及び対策見込みについて

| | |
|-----|--|
| 譲渡 | ○旧味明小学校を株式会社へ譲渡（土地は売払）【平成 28（2016）年～】 ○乳幼児総合教育施設を運営法人に譲渡（土地は貸付）【令和元（2019）年】 ○旧煙草会館を株式会社へ譲渡（土地は貸付）【令和 2（2020）年】 |
| 貸付 | ○旧大松沢ふれあいセンター（旧大松沢中学校）を株式会社へ貸付【平成 23（2011）年】 ○旧粕川小学校を法人に貸付【平成 29（2017）～令和元（2019）年まで】 （災害により令和 2（2020）年解体） |
| 統廃合 | ○町営住宅 2 団地を 1 団地に統廃合【令和 2（2020）年】 |
| 複合化 | ○産業系施設に中央公民館機能を複合化【令和 3（2021）年】 |

このほかに、令和 2（2020）年に文化集会施設及び体育施設において照明機器を LED 化し、光熱費の削減を図りました。また、令和 2（2020）年から令和 3（2021）年にかけて、産業系施設において大規模な外壁等の修繕を行い、施設の長寿命化を図りました。

義務教育施設においても、令和 4（2022）年に、大郷町小中学校長寿命化計画に則り外壁等の修繕を行いました。

引き続き、各種計画に基づき公共施設に関する建設、補修解体費等への施設に投入する総経費を縮減することで、施設の維持管理や更新に伴う財政負担の軽減を目指します。

■既存施設の維持管理に係る経費

単位：千円

| | 平成 30 年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 令和 2 年度 (2020) | 年平均 |
|------|--------------------|-----------------|-------------------|---------|
| 公共施設 | 254,367 | 256,614 | 277,779 | 262,920 |

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 厳しさを増す財政状況への対応

本町における過去5年間の地方税は、10億円から11億円程度でほぼ一定し、令和3(2021)年度には12億円を上回っていますが、今後は生産年齢人口の減少に伴い、税収は減少に転ずることが懸念されます。

一方、歳出では、少子高齢化による扶助費の増加が予想されており、財政状況は一層厳しくなるものと推測されます。

そのため、公共施設の維持管理及び運営においても限られた財源で効率的な投資を行い、なおかつ機能の維持を図っていく必要があります。

(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、昭和60(1985)年の10,465人をピークに減少傾向にあり、令和2(2020)年には7,813人まで減少しており、令和32(2050)年には、4,278人まで減少すると推計されています。

また、老年人口の比率が平成22(2010)年の約28.7%から令和2(2020)年の約38.7%へと増加する一方で、生産年齢人口の比率が60.3%から50.3%へ減少し、また年少人口の比率が11.0%の横ばいとどまるなど、人口減少とともに少子高齢化がこれまで以上に進行することが予想されています。

これらのことから、今後の町の人口構成の変動に伴う町民ニーズへの変化に対応した、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

本町の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が61.3%あり、また、今後10年以内に大規模改修が必要となる築20~29年の建物を含めると全施設の84.9%が該当することから、早期に大規模改修等の検討を行う必要があります。

施設用途別には、行政系施設を筆頭に、義務教育施設、スポーツ施設などで築30年以上を経過する建物の割合が高くなっています。

これらの建物を従来と同様に大規模改修・建替え等への投資を継続すると、町の財政、行政サービス(機能維持)に重大な影響を及ぼす可能性があります。このような状況を回避するためには、大規模改修・建替え等にかかる費用を全体的に抑え、年度毎の支出を平準化させるとともに、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、現在の公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を行う各担当課がそれぞれで行っていますが、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

人口構成など地域の特性や住民ニーズを勘案したうえで、公共施設等の管理に係る現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、全庁的かつ長期的な視点に基づき公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の3つの視点を重視し、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ります。

視点1 供給量の適正化を推進します。

将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）を推進し、施設総量（延床面積）の縮減を図ります。併せて、維持継続する施設の長寿命化を推進します。

視点2 既存施設の有効活用を図ります。

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図ります。

視点3 効率的な管理・運営を推進します。

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

具体的には、以下の供給・品質・財務に関する基本方針に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

(1) 供給に関する基本方針

①施設総量の適正化

町の上位計画(総合計画等)や重点施策との整合性、住民ニーズ等を踏まえながら、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

②施設機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設やサービス需要増大等に対応するための施設は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

(2) 品質に関する基本方針

①予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

②計画的な長寿命化

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

(3) 財務に関する基本方針

①維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

②費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

③民間活力の導入

施設の整備や管理・運営において、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入を進め、財政負担の軽減とともに行政サービスの維持・向上を図ります。

3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

<公共施設（建物）>

建築年別の公共施設の状況を見ると、建築後約30年以上経過した建築物の延床面積は公共施設全体の61.3%ですが、10年後には全体の84.9%を占めることになり、建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが極めて重要になります。

そのためには公共施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、次の表に示すように①旧耐震基準適合、②新耐震基準適合（前期）、③新耐震基準適合（後期）の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

| 建築物の分類 | 要件 |
|--------------|---------------------------------|
| ①旧耐震基準適合 | 昭和56（1981）年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。 |
| ②新耐震基準適合（前期） | 新耐震基準に適合するが、建築後16年以上経過した施設とする。 |
| ③新耐震基準適合（後期） | 新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設とする。 |

①旧耐震基準適合建築物

これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、地震に対する建物の安全性が確保されているか否かを把握することが必要です。

本町における特定建築物（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条に規定する多数の者が利用する特定建築物）の耐震化率は100%であり、旧耐震基準適合建築物においても必要な耐震性が概ね確保されているものと判断できることから、引き続き機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

②新耐震基準適合建築物（前期）

これらの施設のうち、昭和50年代に建築された施設は、建築後概ね30年が経過しており、既に大規模改修の実施時期を迎えています。

そのため、該当する施設を中心に、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

③新耐震基準適合建築物（後期）

これらの施設は、建築後の経過年数が短く、また高い性能を有する施設が多いことから、長期間使用することを前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努めます。

<インフラ資産>

インフラ資産は、都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、点検等により得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的な保全に努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

<公共施設（建物）>

各施設における部位・部材等の修繕周期及び前述の点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することにより機能の維持に努めます。

また、民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。

施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、地球温暖化対策を推進しながらトータルコストの縮減に努めます。

<インフラ資産>

インフラ資産は、費用対効果や経済活動等の基盤としての経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

<公共施設（建物）>

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な維持補修や更新に努めるほか、ユニバーサルデザイン化の推進等により、機能の維持、安全性の確保を図ります。

また、老朽化により供用廃止された施設や、今後とも利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

<インフラ資産>

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

<公共施設（建物）>

本町における特定建築物（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条に規定する多数の者が利用する特定建築物）の耐震化率は100%となっています。

<インフラ資産>

インフラ資産は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

<公共施設（建物）>

施設の長寿命化にあたっては、長寿命化を実施することによりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とし、定期的な大規模改修を実施することで建築後80年間の利用を目指します。

該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画等）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

また、既に長寿命化計画を策定している橋梁や公営住宅等については、これらの計画の内容を踏まえつつ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

<インフラ資産>

インフラ資産については、今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

(6) 複合化・集約化・廃止等の推進方針

<公共施設（建物）>

必要なサービス水準の維持・向上を念頭におきながら、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況等を勘案しながら、保有の必要性を検討し、保有総量

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

の縮減を図ります。

<インフラ資産>

インフラ資産は、今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民の方に町が直面する状況を認識いただくとともに、公共施設のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

② 民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営経費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまで、「大郷町行政改革集中改革プラン」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行ってきましたが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、PPP⁵や PFI⁶の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

⁵PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)：公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのこと

⁶PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)：PPPの代表的な手法の一つであり、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというもの

③庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

（8）ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設、インフラ資産ともに、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29（2017）年 2 月 20 日決定、令和 2（2020）年 12 月 20 日一部改正）を参考に、施設等の改修、更新等を行う際には、高齢者、障がい者をはじめ誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図ります。

（9）本計画の目標

公共施設等の適正管理により断続的な延床面積の縮減に努め、本計画期間中においての目標は「公共建築物の延床面積を〇%程度削減すること」とします。

（10）SDGs との関連

令和 4（2022）年 4 月 23 日、ベガルタ仙台・明成高校・大郷町の三者で、「SDGs⁷なまちづくり」に向けた連携協定を締結しました。

本協定は、持続可能開発目標（SDGs）の達成と地域の活性化に向けたものであり、今後大郷町を舞台にスポーツ振興、農業振興、教育活動などをテーマに交流人口の増加及び地域活性化などを目指す活動を行っていくものです。



⁷ SDGs：Sustainable Development Goals の略称で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された令和 12（2030）年を期限とする「持続可能な開発目標」のことで、17 の目標から構成されている。

(11) 脱炭素への推進

地球温暖化への対策として、国は公共部門における太陽光発電の導入を進め、令和12(2030)年度までに国・地方公共団体が保有する設置可能な建築物屋根等の50%に太陽光発電を導入し、令和22(2040)年度には100%の導入を目指しています。

大郷町では「大郷町の建築物における木材利用の促進に関する方針」を定め、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における「県産材」の利用を一層促進し、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等への貢献を目指します。

(12) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

公共施設の配置最適化で生じる未利用資産の有効活用について PPP/PFI の手法の導入を目指します。

また、本計画に基づき廃止や統廃合が進めば、その後の利活用がされない土地・建物が増加することも考えられます。このため、未利用地については売却処分や貸付等を積極的に進めるとともに、廃止施設については、廃止後の利活用について、廃止を決定する前から検討し、廃止後は速やかに処分できるよう進める必要があります。未利用となっている財産及び今後、用途廃止が予定されている財産については、庁内照会を行い他の行政目的での利用を優先して検討します。他の行政目的での利用が無い場合は、民間への売却や貸付等の利活用を進めていきます。

(13) 広域連携

改修・更新費や維持管理運営費などの経費削減に向けて、広域連携の可能性についても検討していきます。

(14) 各種計画及び国・県の管理施設との連携

公共施設等で提供する町民サービスの内容変更を検討する場合は、町の各種計画との整合を図っていきます。

また、公共施設等で提供する町民サービスは、提供される場所が特定されるため、まちづくりと密接に関係しています。このため、施設の複合化や統合等を進める際は、大郷町総合計画などまちづくり関連の計画と連携を図っていきます。

改修・更新費や維持管理運営費などの経費削減及び利用者の利便性向上に向けて、国管理施設や県管理施設等との連携の可能性についても検討していきます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施設（建築物）

①行政系施設

<現状>

- 町内の行政系施設は1施設（町役場）3棟のみです。
- 車庫1棟を除き築30年以上が経過しています。

<施設管理に関する基本方針>

- 雨漏りに対する予防補修など長期的な修繕計画の策定や点検の強化により長寿命化を図ります。
- 役場庁舎の建替えについては中長期的視点で検討を行い、基金の積み立てを行います。

②文化集会施設

<現状>

- 延床面積ベースでは、既に大規模改修が必要とされる築30年以上を経過した施設が全体の6割以上を占めています。
- 今後10年間に大規模改修の時期を迎える築20年～29年の施設を含めると全体の約9割が該当します。
- 築30年以上の施設で比較的面積の大きいものには「大郷町文化会館」などがあります。

<施設管理に関する基本方針>

- 文化会館については、外壁の補修、塗装、並びに計画的に屋根の予防補修の実施等により長寿命化を図りました。引き続き、安全面に配慮した定期的な点検を実施するとともに、必要に応じて設備の更新及び早期の修繕を実施します。
- 中央公民館については、築40年以上となるため、機能の集約化、老朽化による解体撤去の方針が決まり、令和3（2021）年度に開発センターへ集約化を図りました。
- 公民館分館については、経年劣化の度合いを定期的に把握し、計画的に早期の修繕及び改築等を推進します。
- 大松沢社会教育センター（旧大松沢小学校校舎）については、解体を含め将来的な利用方法について検討し、方針が決定されるまでの間は、安全面に配慮した定期的な点検を実施するとともに、必要に応じて修繕を実施します。
- ふれあいセンター21については、日常点検や定期点検を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

③スポーツ施設

<現状>

- 棟数ベースで約9割、延床面積ベースで約5割が築30年以上を経過しています。
- 築30年以上の施設で比較的面積の大きいものには「町民体育館」、「大郷町B&G海洋センター」などがあります。

<施設管理に関する基本方針>

- 子どもの遊び場、地域スポーツの拠点として、小・中学校の体育施設等の地域開放を、今後も継続実施します。
- 町民体育館については、築40年以上となるため、特に安全面に配慮した定期的な点検を実施するとともに、必要に応じて修繕を実施します。なお、機能の集約化、老朽化による解体撤去についても総合的に検討します。
- フラップ大郷21については、平成11(1999)年建築と比較的新しい施設であり、令和2(2020)年度には、照明機器のLED化を図りました。今後は安全面に配慮した定期的な点検を実施するとともに、計画的に予防補修や修繕を行います。
- 大郷町B&G海洋センターについては、外壁改修を実施したところですが、今後も計画的に補修や修繕を実施する等、長寿命化を図ります。

④保健福祉施設

<現状>

- 全ての施設が築30年未満です。

<施設管理に関する基本方針>

- 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

⑤義務教育施設

<現状>

- 延床面積ベースで約6割が築30年以上となっています。
- ほぼすべての建物について、耐震性を有していると判断されています。

<施設管理に関する基本方針>

- 小・中学校施設の長寿命化計画は令和元(2019)年度までに策定済みです。今後も長寿命化計画を主軸に修繕計画、点検等を行うとともに、日常的な点検や予防保全に努めます。

⑥その他教育施設

<現状>

- 延床面積ベースで9割以上が築30年以上経過しています。

<施設管理に関する基本方針>

- 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理や修繕を推進します。

⑦子育て支援施設

<現状>

- 築20年以下と比較的新しい施設です。

<施設管理に関する基本方針>

- 児童館については、比較的新しい建物です。引き続き日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

⑧公営住宅

<現状>

- 町内の公営住宅は、築30年未満となっています。

<施設管理に関する基本方針>

- 『大郷町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、施設の計画的な維持管理及び改良を推進します。

⑨その他施設

<現状>

<施設管理に関する基本方針>

- 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

2. インフラ資産

①道路

<現状>

- 一般道路の延長は約 135.6 kmとなっています。

<施設管理に関する基本方針>

- 事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持・管理、更新費用の平準化に努めます。
- 緊急性の高い徒歩通学圏における歩道帯の整備については、交通量の多寡等による整備優先度を勘案するとともに、「幅広路肩」、「カラー舗装」、「ゾーン 30」制度等を併用した効率的かつ計画的な整備を実施します。

②橋梁

<現状>

- 本数は 76 橋、延長は 741.3mとなっています。
- 現時点で耐用年数を超過している橋梁が 8 本、今後 10 年以内に耐用年数を超過する橋梁が 13 本あります。

<施設管理に関する基本方針>

- 「大郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、適切な維持管理を継続的にを行います。

③上水道施設

<現状>

- 上水道施設は、大崎広域水道、深井戸（東成田）の2箇所を水源としています。また、浄水場（1施設）、配水池（6施設）、ポンプ場（2施設）を有しています。
- 管路の延長は、約163.6 kmで、そのうちの約97%を配水管が占めています。
- 今後、10年以内に、法定耐用年数40年を経過する管路が、54.7%を超えます。
- 浄水場・配水池等の施設や、計装設備は、既に大半が耐用年数を迎えています。
- 上水道の延長は約163.6 kmで、そのうちの約97%を配水管が占めています。
- 今後10年以内に、法定耐用年数40年を経過する管路が、54.7%を超えます。

<施設管理に関する基本方針>

- 「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成21年7月厚生労働省）に基づき、水道事業の将来にわたって、安定的な供給が確保できるよう、アセットマネジメント（資産管理）による、中長期的な視点に立った計画的、効率的な整備、更新を実施します。
- 予防保全的な観点から施設の維持管理に取り組み、長寿命化を図ります。
- 施設の耐震化を進め、安定した給水の確保を図ります。
- 予防保全的な観点から施設の維持管理に取り組みます。

④下水道等施設

<現状>

- 公共下水道は、マンホールポンプ場が28箇所、管路延長が43.5 kmとなっています。
- 農業集落排水は、排水処理施設が1箇所、マンホールポンプ場が17箇所、管路延長が13.4 kmとなっています。
- 戸別合併浄化槽は、520基が設置されており、その内7人槽が68.6%を占めています。
- 公共下水道および農業集落排水のマンホールポンプ場の53.5%が、法定耐用年数15年を過ぎています。
- 公共下水道の延長は約43.5 km、農業集落排水の総延長は約13.4 kmとなっています。
- 戸別合併浄化槽は、520基が設置されており、そのうち68.6%を7人槽が占めています。
- 耐用年数を経過する施設は49.2%を占めます。

<施設管理に関する基本方針>

- 処理施設およびマンホールポンプ場等の下水道等施設について、ストックマネジメント計画を策定し、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、適切な維持管理を継続的に行います。
- 汚水処理区域の見直し等により、最適な効率的汚水処理整備計画を策定します。
- 長寿命化計画を策定し、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、適切な維持管理を継続的に行います。
- 汚水処理区域の見直し等により、最適な効率的汚水処理整備計画を策定します。

第6章 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

1. 財政効果試算の前提条件

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定に際しては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）に基づき、財政効果額を算出しました。

算定は各種計画との整合性に鑑み、建物の大規模改修が必要とされる期間（一般に建築後30年）を考慮し、令和6（2024）年度から令和45（2063）年度までの40年間を対象に実施します。

このなかでは各種個別施設計画で各施設の「今後の方向性」として示した長寿命化の対策内容を実施した場合の概算更新費用のシミュレーションを行っています。算定に当たっては、各種個別施設計画や施設カルテの抜粋となります。

なお、公営住宅については「大郷町公営住宅等長寿命化計画」において財政効果の試算を行っているため、計画内の数値を使用します。

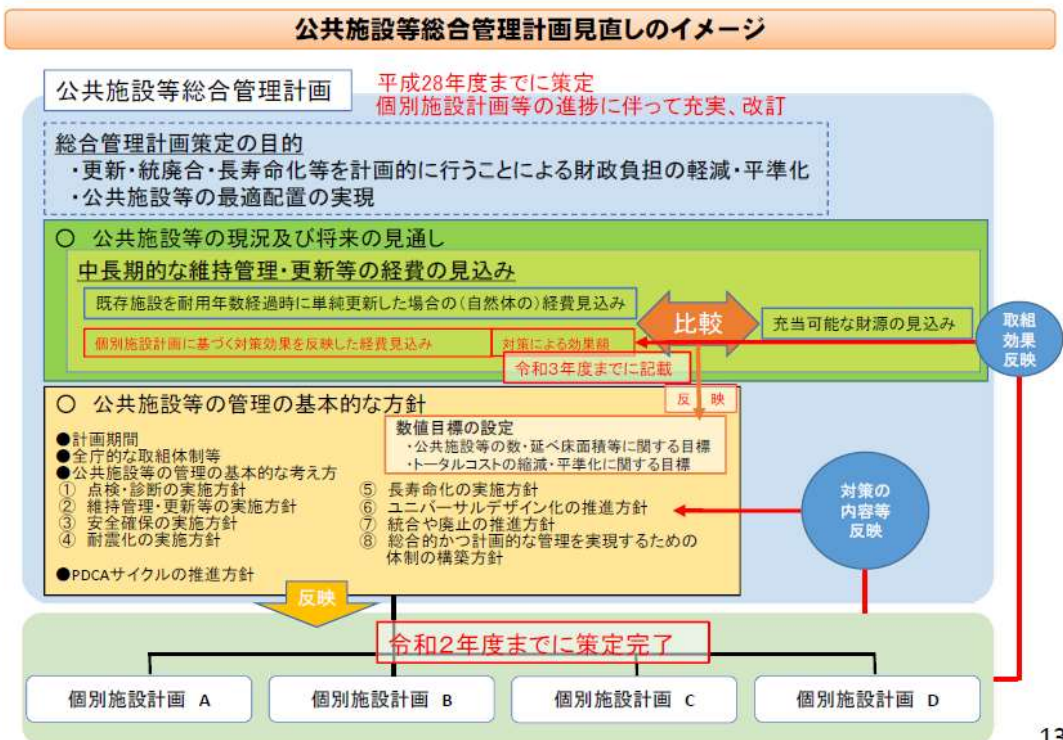
A:単純更新費用:既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の経費見込み

B:個別施設計画等に基づく対策効果を反映した経費見込み

C:対策による効果額(財政効果額)

$$\text{単純更新費用 A} - \text{個別施設計画等の対策額 B} = \text{財政効果額 C}$$

■ 公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



2. 施設等の財政効果

(1) 公共施設（公営住宅を除く）

公営住宅を除く公共施設においては各施設の施設カルテにて現状の把握及び施設の方向性を管理しています。それぞれの施設において単純更新を同面積で行った場合と財政負担の平準化を行った場合の結果の差額を算出しています。

単純更新費用及び長寿命化費用については、「総務省 公共施設等更新費用試算ソフト」にて使用されている単価を使用します。各施設分類の単純更新費用単価及び長寿命化費用単価は次のとおりです。

■ 各施設分類の単純更新費用単価及び長寿命化費用単価

| 大分類 | 単純更新費用 | 長寿命化等費用 |
|---------|--------|---------|
| 行政系施設 | | |
| 社会教育系施設 | | |
| 市民文化系施設 | | |
| 子育て支援施設 | | |
| 保健・福祉施設 | | |
| その他 | | |

■ 単純更新費用と長寿命化等費用及び財政効果額の算出ルール

- 単純更新費用：各施設築後、耐用年数が経過した際に上記「単純更新費用」に基づき、同面積で建替えた場合の費用を算出する。
- 個別施設計画等の対策額：各施設築35年経過後に上記「長寿命化等費用」に基づき、同面積で長寿命化等を行い、築70年経過後に上記「単純更新費用」に基づき、同面積で建替えた場合の費用を算出する。
- 財政効果額：AとBの差額を算出する。

耐用年数経過後に単純更新した場合の費用と、財政負担の平準化を行った場合の費用を比較すると、計画期間内で約億円削減（効果）されます。

【A:単純更新費用】

（単位：万円）

【B：個別施設計画等の対策額及びC：財政効果】

（単位：万円）

(2) 公営住宅

公営住宅については「大郷町公営住宅長寿命化計画」において試算を行っています。

策定指針におけるライフサイクルコスト（LCC）の算出の考え方にに基づき、新規整備及び建替事業を実施する公営住宅についてはライフサイクルコストを算出し、長寿命化型改善事業を実施する市営住宅については、ライフサイクルコストの縮減効果を算出しました。

その結果、年間約2,845万円の縮減が期待でき、40年間で約11.4億円のライフサイクルコストの縮減効果を見込んでいます。

| 住宅名 | 棟数 | 戸数 | 年平均縮減額 (円/戸・年) | 住棟当たりの 年平均縮減額 (円/棟・年) |
|--------|-----|------|-------------------|-----------------------------|
| 東沢団地 | 6棟 | 22戸 | 172,901 | 3,803,824 |
| 田布施団地 | 4棟 | 20戸 | 166,896 | 3,337,919 |
| 山中団地 | 14棟 | 24戸 | 292,338 | 7,016,113 |
| 希望の丘団地 | 15棟 | 48戸 | 132,136 | 6,342,520 |
| 山下団地 | 3棟 | 3戸 | 365,715 | 1,097,144 |
| 高崎団地 | 19棟 | 32戸 | 214,248 | 6,855,931 |
| 合計 | 61棟 | 149戸 | 1,344,234 | 28,453,451 |

(3) 道路

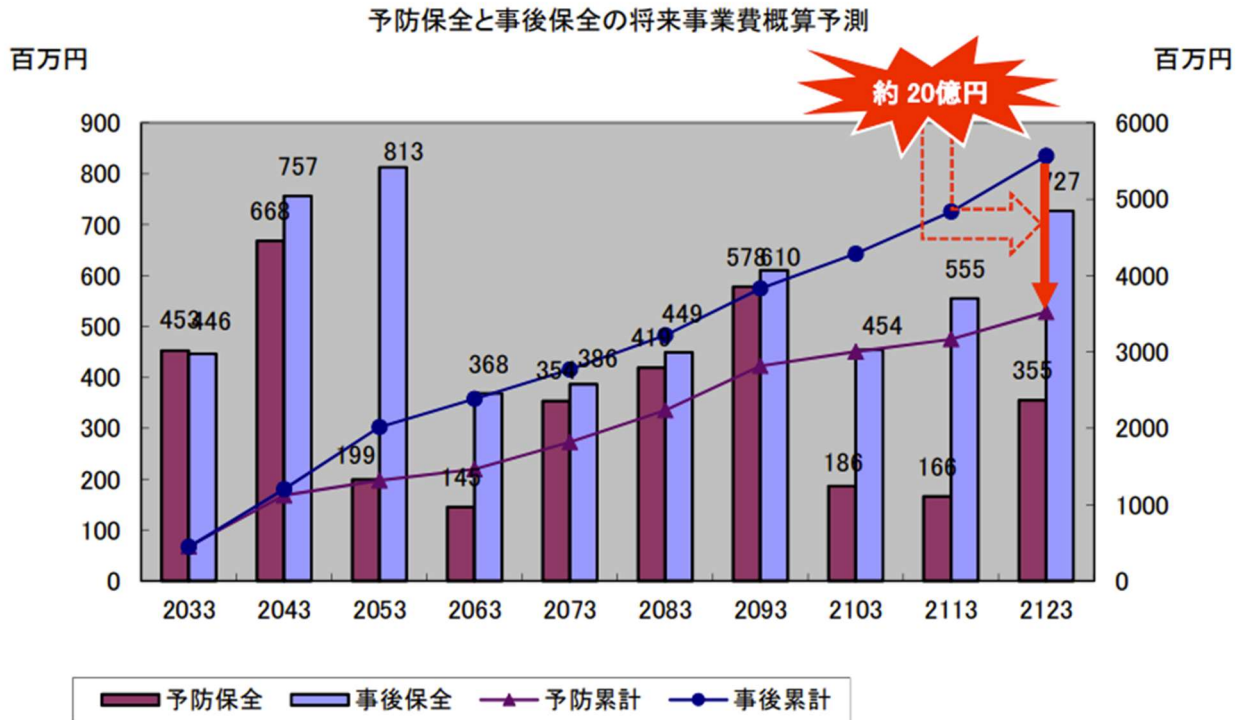
道路については、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外とします。

(4) 橋りょう

橋りょうについては「大郷町橋梁長寿命化修繕計画」において試算を行っています。

対症療法型に比べ予防保全型の方が約37%（20.4億円、年平均0.51億円）の縮減が図れ、維持管理に係る事業費の大幅な縮減効果があることが見込んでいます。

■効果額の算出（橋りょう）



| | シナリオ | 対象年 | 補修費用 |
|-------------|------|------|----------|
| 試算シミュレーション① | 予防保全 | 100年 | 3,523百万円 |
| 試算シミュレーション② | 事後保全 | 100年 | 5,565百万円 |

(大郷町橋梁長寿命化修繕計画より抜粋)

(5) 上水道

上水道については「大郷町水道事業経営戦略」において施設管理を行っておりますが、財政効果の算出が困難なため、財政効果額は算定外とします。

(6) 下水道

下水道については財政効果の算出が困難なため、財政効果額は算定外とします。

(7) まとめ

令和5年度から令和14年度までの10年間における本計画及び各種個別施設計画推進による財政効果は約209億円と推計されます。学校施設・公営住宅を除く公共施設についてはこれまで建築年度が集中していたことにより、既に耐用年数を迎えている施設が多くあります。

このため、令和5年度から令和14年度の間で、財政効果額がマイナスとなっていますが、計画期間内(令和37年度までの33年間)の財政効果額は約834億円と推計されます。

■ 公共施設及びインフラ施設の直近10年間及び計画期間内の財政効果額

(単位: 百万円)

| 種別 | 対象施設 | 単年度の財政効果額 | 40年間の財政効果額 |
|----|---------------|-----------|------------|
| 1 | 公共施設（公営住宅を除く） | | |
| 2 | 公営住宅 | | |
| 3 | 道路 | - | - |
| 4 | 橋りょう | | |
| 5 | 上水道 | - | - |
| 6 | 下水道 | - | - |
| 合計 | | | |

4. 充当可能な地方債・基金等の財源についての考え方

計画対策に必要な財源については、各種交付金・補助金が想定されます。

しかしながら、今後、生産年齢人口の減少に伴う住民税の減少が予想されることなどにより、本町の一般財源の大幅な増額は期待できない財政状況を考慮すると、計画の推進は難しいものとなることが予想されます。

したがって、今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに本計画の進捗をモニタリング及び中期財政計画と連携しながら、計画の見直し・実行・検証を踏まえたPDCAサイクルを構築します。

第7章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまでは、公共施設の所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報把握により、「部分最適化」を推進してきましたが、今後は「全体最適化」の視点から全庁的な取組体制を構築します。

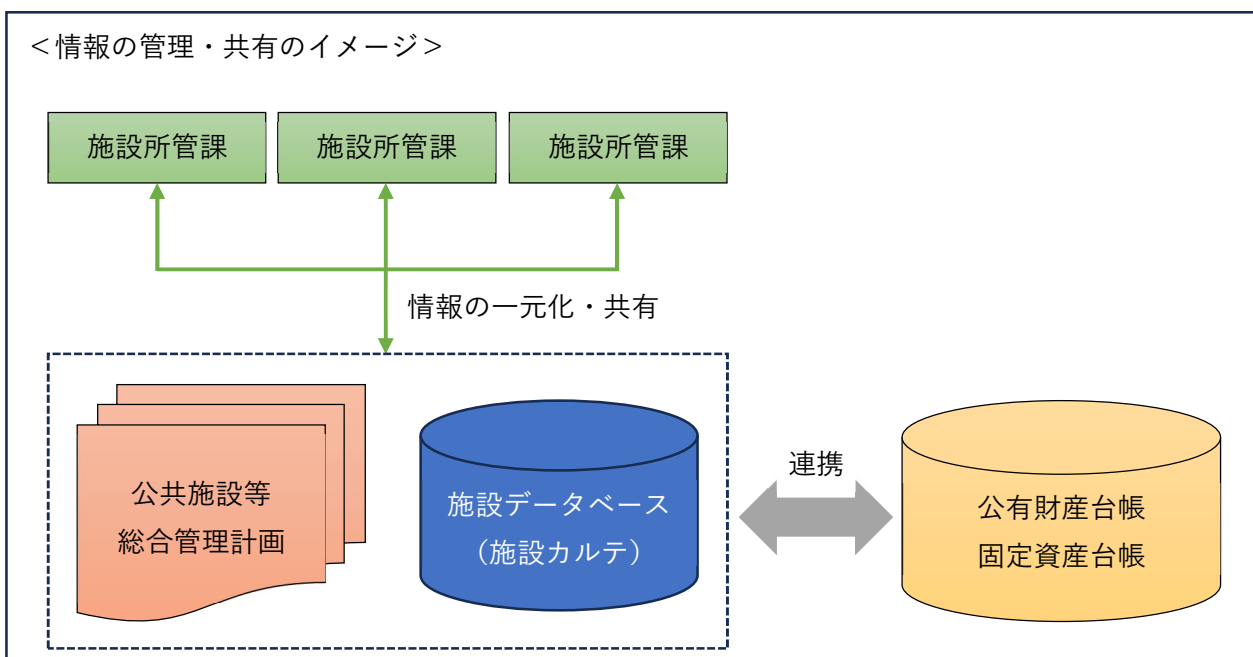
そのため、公共施設等の情報の一元管理に関する仕組みづくりを進めるとともに、庁内の調整や方針の改訂、目標の見直しなどを行う部署の設置を検討していきます。

また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、財政課との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

(2) 情報管理・共有のあり方と公会計の活用

公共施設等のマネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。そのため、今回把握した各施設の情報を一元的に扱える施設データベース（施設カルテ）として活用するとともに、今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を更新できる仕組みを検討します。

また、この仕組みで一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、そのうえで、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めるとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。



2. フォローアップの実施方針

本計画の内容は、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。また、本計画の状況を把握するとともに、課題の整理と解決法の検討を行うため、フォローアップを行います。

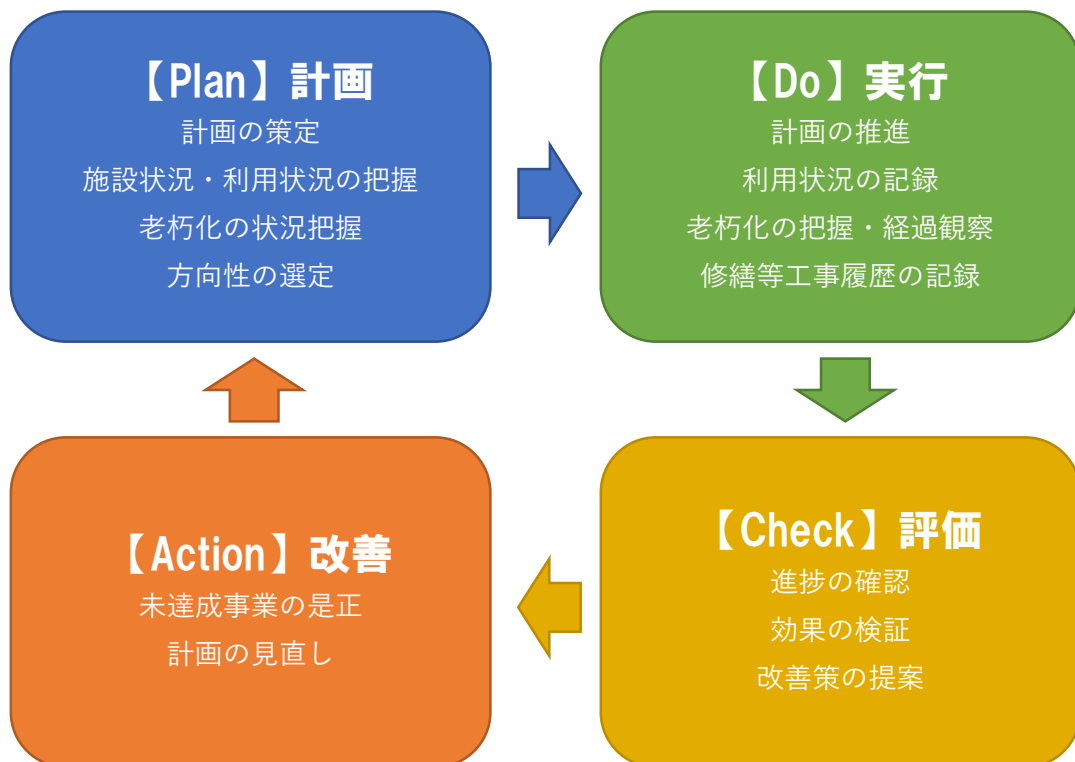
3. PDCA サイクルの推進方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

「Plan（計画）」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行い、「Do（実施）」では本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

さらに、その後も「Check（検証）」として、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を行い、「Action（改善）」では、評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

また、必要に応じて「Plan（計画）」を見直します。





大郷町 公共施設等総合管理計画

令和6年3月改訂

発行：宮城県大郷町

住所：〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5-8

TEL：022-359-3111（代表）

FAX：022-359-3287